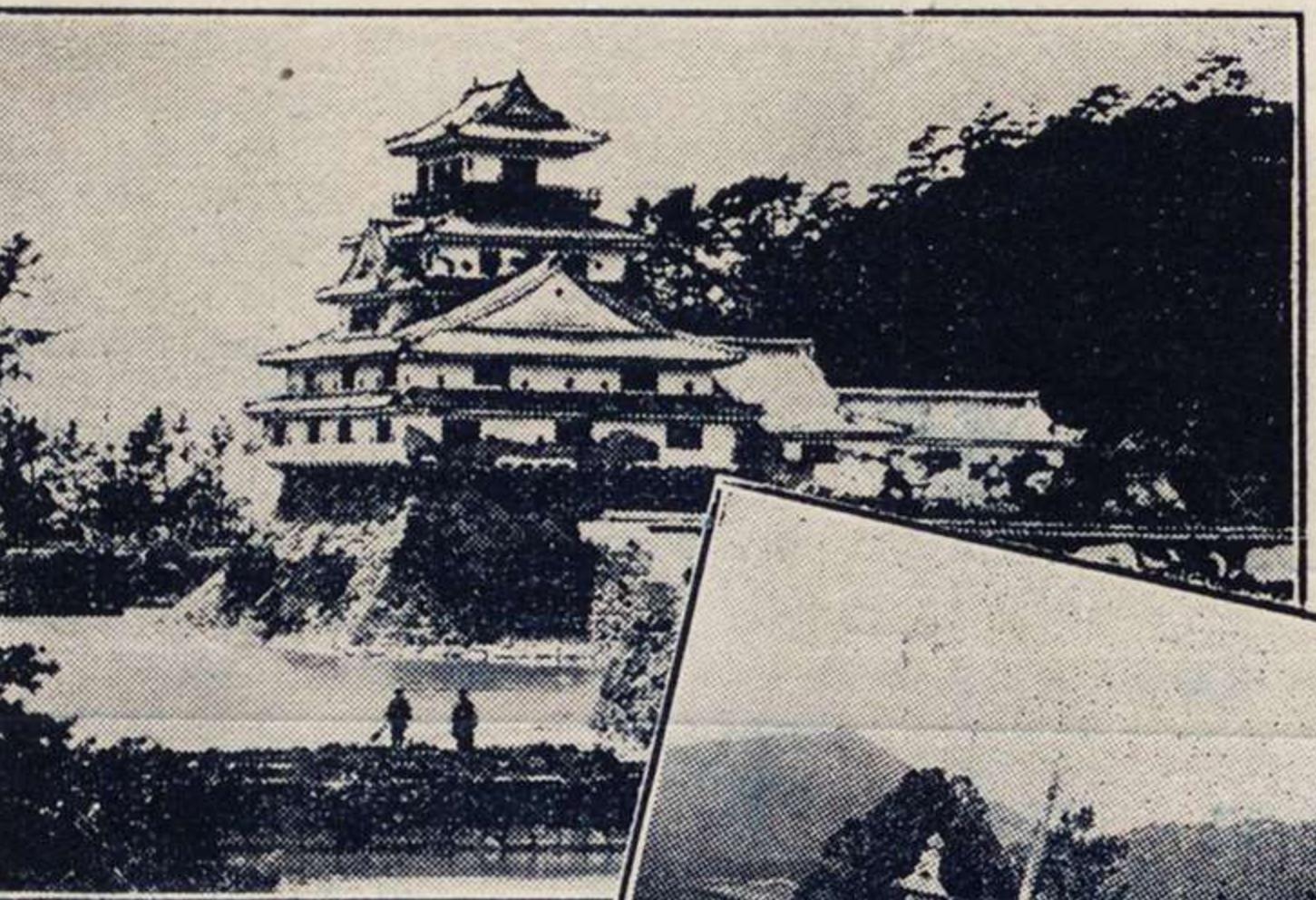
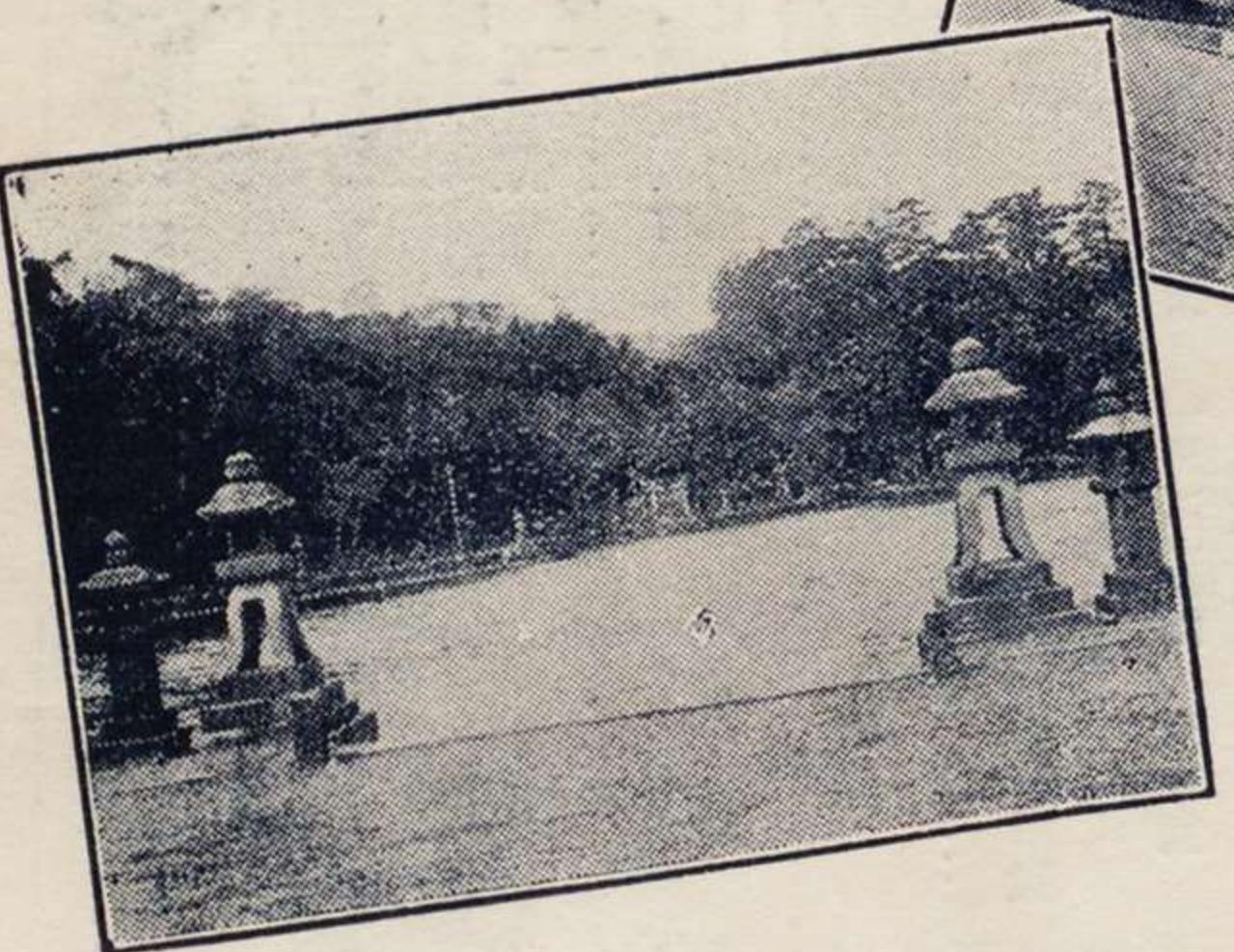
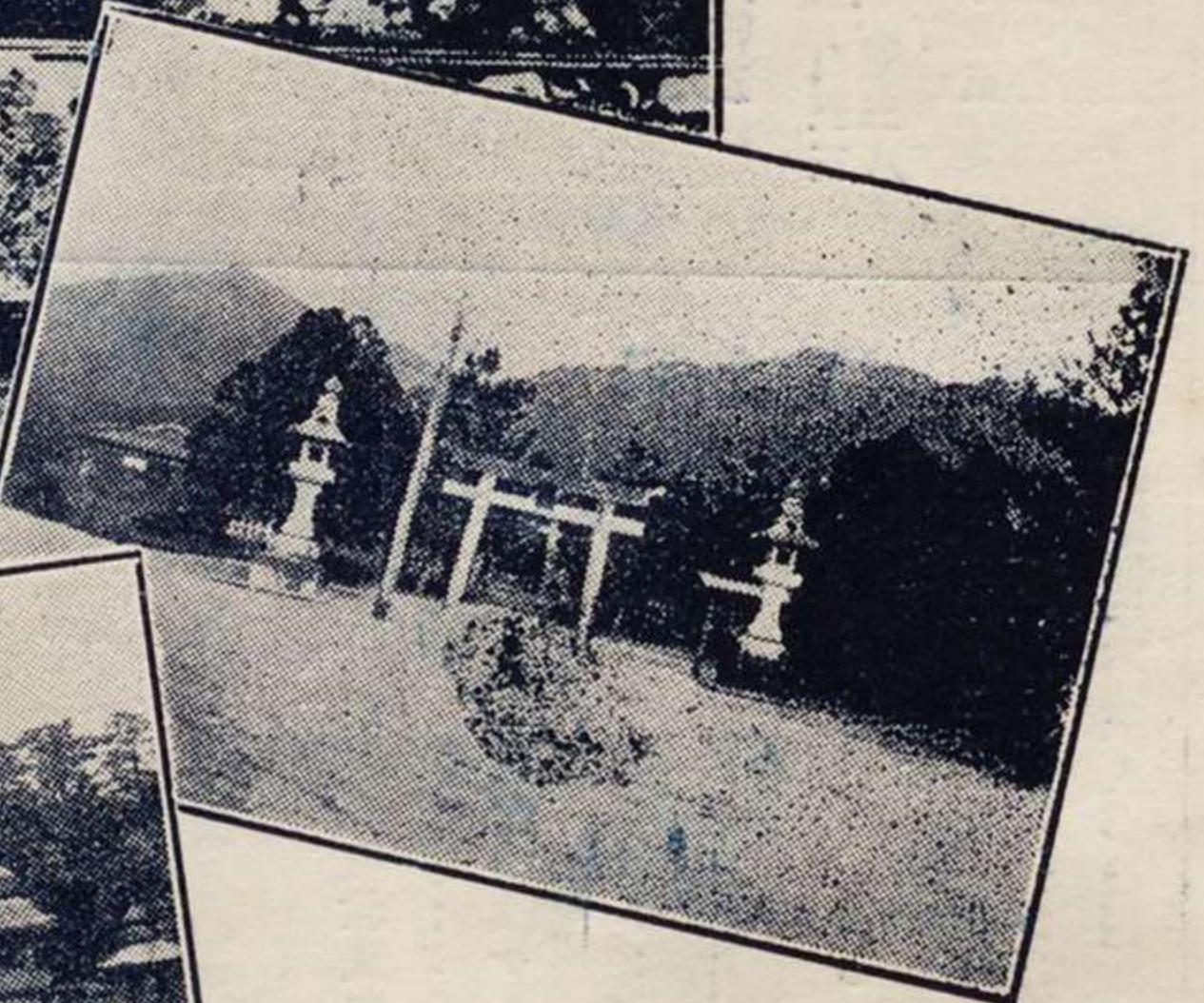


萩月報

第參號



1918
昭和六年三月一日
萩月報



昭和六年三月一日

山口縣萩町發行

目次

庶
般
行
政

行啓二週年の記念日を迎へて

五月三十日は 今上陛下が 東宮にお在せられたるとき我萩町に行啓遊ばされたる第二周年の記念日なり畏れ多くも 陛下は當時 摄政宮殿下として國務御多端の中大正十五年五月二十八日本縣下に鶴駕を進めさせられ同月三十一日下關市より御乗艦遊ばさるゝまで前後四日の間具さに縣下の民情を櫛させられ且つ教育産業の獎勵につき有難き御言葉を賜はりたる如く漏れ承るに至りては聖恩の至高至大なること感激恐懼に堪へざるものあり殊に我萩町に在りては指月城址明倫館松下村塾其の他の史蹟にまで玉歩を運ばせられたるが如き永へに強記し感奮すべきことなりとす

昭和三年五月三十日

萩町長

勇
越

五月三十日三十一日の兩日は町内各戸國旗を掲げ且つ兩日共午前六時煙火を打揚げ殊に三十日午後零時三十分萩町御泊所御著時刻に至りては煙火を合圖に町内一般は各其の位置に於て東方に向ひ遙拜を爲し聖壽の無窮を祈ると共に各神社に在りては夫々記念祭を行ひ兩日中晝間は永樂座に於て町内兒童生徒の爲記念講演會に併せ本縣の行啓に関する活動寫眞會を催し夜間は町公會堂を開放し記念講演會に引續き門司鐵道局の活動寫眞を映寫して深き印象を與へ何れも盛況を呈したり尙ほ萩町長は三十日 陛下御行啓の時刻に於て町内一般を代表し縣社指月山神社及松陰神社に參拜玉串を捧呈せり

○町立各學校の行啓記 念行事

萩商業學校は當日午前八時記念式を挙行したる訓話あり式後行啓記念長途リレー競

明倫尋常高等小學校は三年前行啓の恵みに浴し千載の光榮を荷ひたる學校として明倫館趾なる聖賢堂、有備館、敬身堂、水練地を始め遺物の臺覽を辱ふしたる場所並に御座を設けられ拜謁を賜はりたる講堂の如き恰も行啓當時同様の裝飾を施し御通路の箇所は等目を正しくし宛然鶴駕を御迎へ奉るの氣分を作興し以て感激を新にし午前七時より記念式を挙げ校長の記念講話及小運動會を催し三十餘のプログラムを進行の後 陛下の萬歳を三唱し十時三十分閉會したり

椿東尋常高等小學校は當日午前七時半行啓記念式を挙行し校長より鶴駕奉迎當時の御模様を述べ御盛徳につき訓話し式後全兒童の競技及遊戯を終り職員兒童一同は午前十時五十分より縣社松陰神社に參拜し聖壽の萬歳を祈り奉れり

○萩町聯合青年團處女會聯合總會

大正十五年五月三十日 聖上陛下 東宮に被爲在し際行啓被遊 御親闈の光榮に浴したことと記念し併せて今後の發展を圖る爲阪井本縣社會教育課長臨席の下に明倫校に於て第二回聯合青年團處女會總會を開始せり青年團員二八一名處女會員二八名は午前八時校庭に參集し恒例の行事を了り參集團員中青年訓練所生徒に限り分列式を行ひ後講堂を會場として總會を開き萩中學校香川政一先生の記念合議と題する講演及團員會員の意見發表あり正午閉會せり

○明倫小學校の精進週間
同校は特に行啓記念として五月二十一日より三十

越ヶ濱尋常高等小學校は當日午前八時記念式を挙行し式後全校職員兒童の行啓當時の御順路を辿り笠山に登山頂上に於て萩町全体の御順路を偲び奉りて遙拜後簡単なる体操會を挙行したり
椿西小學校は當日午前八時記念式を挙げ國歌東方遙拜校長の訓話ありて萬歳を三唱し式後各學級に於て奉迎追憶會を催し神社參拜の後記念小體育會を催したり
白水尋常高等小學校は當日午前八時校庭に於て記念式を挙げ校長は行啓當時の御模様を述べ御恩徳に關する講話を爲し且各學年別に毎日机卓の乾燥整頓校庭の除草及溝渠の浚渫作業等を行ひたり
木間尋常高等小學校は當日午前八時記念式を挙げ國歌東方遙拜勅語捧讀校長の訓話及兩陛下の万歳を三唱し式後職員及兒童一同は神社に參拜して聖壽の無窮を祈り奉れり

(◎) 叙任及辭令

官報號外抄錄

(◎) 久原遞相就任祝賀會の狀況

昭和三年五月廿三日

從五位勳三等 久原房之助

任遞信大臣

内閣總理大臣兼外務

大臣内務大臣 男爵 田中義一

免兼内務大臣

過る五月二十三日恰も萩町開會中右の叙任辭令ありたる事を知り得たるを以て直に町會の議決を經左の祝電を發送したり

遞信大臣として御親任の榮を荷はれたることを聞き慶賀の至りに堪へず茲に萩町會は滿場一致の議決を以て謹みて祝詞を呈す萩町會議長萩町長

右に對し久原遞相よりは萩町會議長に對し左の謝電を送附せらる

御懇電拜謝皆様に宜敷久原

五月二十八日午後二時萩町公會堂に於て久原房之助氏遞信大臣就任祝賀會を開催參會者千百餘名司會者の式辭に次ぎ會員數名の祝詞演説あり又町長は會員惣代として遞相に祝電を發することとし万歳三唱の上午後三時盛會裡に閉會せり式辭及電文等左の如し

式辭

維時昭和三年五月二十八日遞信大臣久原房之助閣下の就任祝賀式を行ふに方り靄然たる和氣場に充ち天地鬼神も皆其の徳に感じ山川草木も共に祝意を表するものゝ如し嗚呼盛なるかな閣下は故久原庄三郎氏の三男として我が萩町に生を享け東京高等商業學校に學び中途にして慶應義塾に轉じ明治二十二年學を卒へて森村組に入り後嚴叔藤田傳三郎男の事業を扶け成績大に揚る遂に獨力を以て日立鑛山の經營に努め久原鑛業久原商事共保生命保險合同肥料等諸會社の重役として我邦實業界の重

鄉黨各位の深甚なる御懇情誠に感謝に堪へず厚く御禮申上ぐ

林萩町長殿

久原房之助

(◎) 全國町村長の聲明書

聲明書

萬國無比の國體を以て誇る我大日本帝國は明治大帝の御聖德と御盛業とに依りて威烈八荒に普く王道蕩々四隣の民族を化し給ひ 大正天皇先帝の御遺業を繼承し給ひて國威維れ輝き國運隆々とし

遞信大臣の榮職に御就任の報に接し舉町歡喜措くこと能はず本日茲に壹千有餘の町民相會して祝賀會を開き遙に慶祝の意を表し併せて閣下の益々御健康に涉らせらるゝことを禱る

祝賀會員惣代 林 萩 町 長

右に對し久原遞相より左の通返電ありたり

久原房之助閣下

右に對し久原遞相より左の通返電ありたり

實に全國民の責任にして上　陛下に對し奉り罪萬
死に當り寔に恐懼措く所を知らざるなり三千年の
光輝ある歴史を有する我國民は斯る非違不逞の者
に對しては寸毫も假借するを要せず宜しく上下協
力一致して一日も速に如斯思想の絶滅を期すべく
邁進せざるべからず

我帝國肇造の精神は宏遠なり一君萬民の大義炳々
して輝き臣民の權義已に憲法の明文によりて保障
せられ國體彌々鞏固に國憲益々皇張を見る固より
區々たる共產黨の出現に依りて紛更あるべきにあ
らず當面の時局は當局又適宜の措置を執りて誤ら
ざるは全國民の齊しく信する所なれども事の爰に
至れる素因に關しては吾人自治行政の衝に當れる
者深く省察する所なるべからざるなり固より如
斯思想の發生するは政治經濟及社會の各方面に亘
りて幾多客觀的原因の存在すべきも其根本は國民
教育制度の缺陷に伴ふ國民的精神の頽廢に在りと
斷するを至當とす當年開國の國是新に定まり一度
海外の文物に接觸するや科學的文明の彼に及ばざ
ること遠きを發見し一に之を補ふに努めたる結果

理智的教育を施すに急にして教育の本義其根本の
人格完成に在るを忘れ、物質的個人主義的自由思
想を抱懷する輩のみ徒に多く遂に其弊の及ぶ處動
もすれば萬世一系金匱無缺の國體を念とせざる者
を生ずるに至れり寔に七千萬國民の驚愕自失慚愧
に堪へざる所なり窺かに顧ふに時局に善處せんこ
とは當局の方寸に委し吾人は輕舉を警め妄動を慎
むべしと雖も己に其根本原因か主として教育制度
の缺陷に存することを認めたる以上は今後子弟教
養の途に向て深甚の注意を拂はざるべからず其教
育指導者の選叙を慎み社會公民教育の普及徹底を
圖る等此際意を用ふべきもの大なるあるを感ず特
に此の點に付き當局の猛省を促すと共に吾人亦國
民的精神作興の爲に一段の努力を爲すを要す時事
寔に憂悚恐懼に堪へず乃ち所信を披瀝して天下に
聲明す

昭和三年四月二十日

全國町村長會

◎阿武郡町村長集會

五月十一日十二日の兩日に亘り阿武郡嘉年村に於
て本郡内の町村長集會を開催せり其の第一日は郡
制廢止と同時に町村造林組合に移管したる杉檜約
二十町歩の造林地を視察し第二日は同村尋常高等
小學校講堂に於て集會を催し御大禮記念事業其の
他六件に付研究協議する所あり萩町よりは町長代
理として金子主事出席せり

◎萩町區長集會

過る五月二十五日町公會堂に於て開催九十七區長
の内九十四區長出席開會に當り町長より左の通挨
拶を爲し續いて下記の諸件につき協議を遂げたり
因に當日集會席上萩大正會及帝國軍人後援會萩
町婦人團の幹部員より山東派兵へ慰問袋發送方
に付懇談ありたり

町長の挨拶

昭和三年の新政を迎へ茲に各位の會同を煩はし萩
町政の進展町民諸子の福祉増進に關し諸多の案件

を提出して之が熟議を重ねるの機會を得たること
は本職の洵に欣快に堪へざる所なりとす客年九月
小職萩町長に就任以來各位の深甚なる御援助に依
り幸に町政上何等の支障も來さず今日に至れるこ
とに對しては感謝措く能はざる所なり殊に各位か
自ら區内の中堅に任じ常に司職に付熱誠を捧げら
るゝか如きは他の公共團體に於て未だ嘗て見知せ
り而して萩町の趨勢を向上し縣下首腦團體たるの
實を現はさんと欲するには前途猶ほ遼遠なりと思
惟するに依り今後一層各位の御後援を仰かむこと
を期す茲に改めて敬意を表する次第なり　昭和三
年度萩町歲入出豫算は過る三月町會の議決を經た
り就中一般會計の歲計總額は歲入出共四拾貳萬千
九百拾九圓にして內歲入經常部參拾參萬千四百貳
拾九圓同臨時部九萬四百九拾圓歲出經常部貳拾六
萬九千五百六拾七圓同臨時部拾五萬貳千參百五拾
貳圓なり以上の財政狀態中歲入經常部に對する歲
出經常部の費額の割合に付ては特に各位の御留意
を煩はすべきものあり即ち歲入の百分の百に對し

其の歳出は僅かに百分の八十一強に止まれるを以て將來歳出臨時部の費額を節約することを得るに至れば歲計の餘裕猶ほ渺からざるものありと謂ふを得べく是に依り今後年次を逐ひ萩町の福利行政に資益すべき計劃を樹立することは町理事者として慎重考量すべきものなりと信する所以なり。昭和三年度豫算の編成に付ては町税の賦課方法の如き何れも昭和二年度と同一の率を襲用し主として町の教育を進展し産業を振興せむか爲教育費土木費及勧業費に限り之を増額し其の他の諸費に付ては前年度に比し多少なりとも其の費額を減少するこことせり各位も是等の事情を諒とせられ萩町勢興隆の爲一段御努力あらんことを希望するものなり。

今回共産黨事件の發生は我が國體の本義に鑑み天人俱に許さざる暴虐無道の事柄なり由來我が國體は萬古不易世界に卓越し義は君臣にして情は父子の如く國體の精華は立國の始より確立し忠誠なる國民性は深く茲に基せり職を公に奉じ地方の自治の衝に當る者は此の際其の重責に顧み深く念を

子の集會を催され懇談の機會をも與へられることを望む。

本町に於て取扱ふ國縣稅及町稅に付ては由來滯納者の人員及稅額を增加するに至り之が改善處置に關しては不勘腐心中の處各位の多大なる御配慮に依り本年度四月納期に係る地租附加稅の如きは數名の所在不明者を除くの外全部の完納を見るに至れり之れ蓋し大萩實現以來末曾有の事象に屬し自治政發祥の爲眞に同慶の至に堪へず右に付今後とも此の好成績を持続せむか爲曩に町會の議決を絶別項の如く納稅獎勵に關する規程を改正したり各位置は此の意を諒とせられ區内一般に對し納稅義務心を喚起せしめらるべき様不斷の御盡力を望む。本年も己に初夏の候を迎へ前年の例に徴するときは傳染病患者の如きも豫想外の多數を生むことを惧るゝものなり本年度に於ては既設衛生組合の事業に對し若干補助費を支出する見込に付宜しく組合理事者を指導し此の際清潔法及消毒方法を勵行せしめられ度又目下著手中の臨時種痘及近く實施せむとする腸室扶斯豫防注射の如き區内漏れ無

茲に致し政府當路の治策と相俟つて國民思想の涵養精神の作興に務めざるべからず以上各般の施設に對し曩に本縣知事より訓令せらるゝ所あり各位に於ても夫々最善の措置あらむことを望む。

過般貴職並に區長代理者の各位に對し萩町副業獎勵委員を依嘱したる所以は客年十二月本集會の際指示したるが如く萩町を工業地化する前提として現に存在する餘剩勞力を利用し家庭的副業を獎勵として感奮措く能はざる所なり現に之が劃策なせむか爲なり爾來各位の御努力に依り漸次其の曙光を認むるに至れるは町將來の爲慶賀に堪へず本協商を遂げられ最善の方途を講せられることを希望する次第なり。

區長役場の巡視は庶般事務の都合に依り未だ實施に至らざるを遺憾とす曩に改正したる職務章程に依る準備書類も概ね調製を了したるに依り近く事務を総合せ之を實行する豫定なり其の際は諸事便宜を與へられ度殊に遠隔の地に在りては此の場合示談會或は戸主會等名義の如何に拘はらず區民諸

之を施行すべき様御督勵方を望む。
以上は今回會同を煩はし其の主なる事項に關し縷述せるものなり以下は別紙提出事項に付御協議を重ねることとし

昭和三年五月二十五日

萩町長 林 勇 輔

◎區長提出事項集會

萩町庶務課

- 一、區長及區長代理人異動に關する件
- 一、行啓記念日に關する件
- 一、高齡者調査に關する件
- 一、腸室扶斯豫防接種に關する件
- 一、區長役場備付簿冊の記入方等に關する件
- 一、區長役場用紙類に關する件
- 一、萩月報發行に關する件

一、山東派兵慰問袋募集に關する件
萩町勸業課

- 一、屑繭整理及真綿製造講習會に關する件
- 二、工業組合設立勸誘に關する件
- 三、御大禮記念植樹に關する件
- 四、水源涵養造林補助に關する件
- 五、山林火災防止に關する件
- 六、繭賣買業者繭鑑識素養誠驗に關する件
- 七、町村道其の他公共用土地物件の保護に關する件
- 八、撒水自動車設置勸誘に關する件
- 九、町村道其の他公共用土地物件の保護に關する件
- 十、地租免除の申請に關する件
- 十一、縣稅家屋稅賦課に關する件
- 十二、縣稅營業稅賦課に關する件
- 十三、特別稅戶數割賦課に關する件
- 十四、納稅獎勵規程の改正に關する件
- 十五、五月分納期の諸稅に關する件
- 十六、納稅宣傳ポスターの件
- 十七、督促狀配付方の件
- 十八、納期限表改訂の件

萩町土木課
萩町稅務課

- ◎萩町會の議決を經萩町名譽職員費用辨償規程中左の通改正せり
- 第三條 第一項に左の但書を加ふ
但し木間より來往する名譽職員に限り出務手當一日金參圓を支給す
- 本規程は昭和三年四月一日より施行す
- ◎萩町會の議決を經萩町納稅獎勵規程を左の通改正せり
- 第一條 本町に於ける納稅成績の向上刷新を計る爲本規程に依り獎勵金を交付す
- 第二條 本町に於て取扱ふ國稅縣稅及町稅中納稅義務者にして所在不明の者隨時徵牧に係るもの及日稅月稅の種目に該當するものを除くの外各行政區毎に納期末日を期とし其の納稅總額の八割以上を完納したるものに限り當該區長役場に對し獎勵金を交付す

- ◎萩町會の議決を經萩町有給吏員旅費規程中左の
- 一、納稅令書一通に付金四厘
- 二、每納期に於ける納稅總額の九割以上を完納したる場合
- 三、納稅令書一通に付金參厘
- 四、納稅金額の千分の一
- 五、納稅令書一通に付金貳厘
- 六、本規程は昭和三年度分より之を施行す

- ◎萩町會の議決を經鑛業稅中鑛產稅に對し左の課率を以て昭和三年度萩町稅附加稅を賦課することをせり
- 一、鑛業稅中鑛產稅附加稅
本稅金壹圓に付金拾錢
- ◎萩町土原第二區長重村信介氏は町外轉住の爲辭職せり
- ◎萩町原鹿藏氏は萩町土原第二區長に就職せり

新任本縣地方課長菊地事務官は縣屬一名を從へ地方事情視察の爲五月十日來廳本町取扱事務の大要を調査の後町營に係る各種の事業をも交々實地に就き審査を遂げ翌十一日歸廳せり

◎本縣事務官の視察

| | |
|-------------|--------------|
| 一金五千圓也 | 小學校教育基金中へ寄附 |
| 一金五百圓也 | 教育基金中へ寄附 |
| 一金五百圓也 | 小學校教育基金中へ寄附 |
| 一金貳千圓也 | 小學校教育基金中へ寄附 |
| 一金壹千貳百貳拾八圓也 | 道路敷地買收費として寄附 |

依願免本職
(五月三十一日付)
笠 常 雄

建築工事監督ヲ命ス(五月三十一日付)
笠 常 雄

旌 表

◎褒 狀 下 附

左記寄附者に對し賞勵局總裁より夫々褒狀を下附せらる

| | |
|--------------|--------------|
| 一、田地 | 同上 |
| 一、畑地二筆 | 公園道敷地として寄附 |
| 一、畑地 | 町村道道路敷地として寄附 |
| 一、勸業債券額面壹千圓也 | 木村 茉藏 |

一、吉田松陰先生遺墨紙本半折物壹幅

一、北白川宮能久親王御眞筆額仕立

一、畑地一筆

一、平屋建家屋一棟

一、金五百圓也

右亡兒在學記念として明倫小學校へ寄附

公爵 木 戸 幸 一

| | |
|---------|---------|
| 一、雜種地一筆 | 堀 尾 嘉 助 |
| 一、畑地一筆 | |
| 一、松樹一本 | |

右御成婚紀念事業の爲寄附

三 好 敬 一

| | |
|---------|---------|
| 一、雜種地一筆 | 堀 尾 嘉 助 |
| 一、畑地一筆 | |
| 一、松樹一本 | |

右御成婚紀念事業の爲寄附

府縣道田万崎萩線道路敷地として寄附

一、宅地一筆

堀 尾 嘉 助

堀 尾 嘉 助

堀 尾 嘉 助

堀 尾 嘉 助

堀 尾 嘉 助

堀 尾 嘉 助

堀 尾 嘉 助

堀 尾 嘉 助

大岡與一郎

岡 村 秀 藏

壹 棟

壹 棟

大岡與一郎

大岡與一郎

大岡與一郎

大岡與一郎

大岡與一郎

大岡與一郎

大岡與一郎

一、雜種地一筆
一、松樹 拾本

右御成婚紀念事業の爲寄附

右御成婚紀念事業の爲寄附

右御成婚紀念事業の爲寄附

一、雜種地一筆
一、松樹 拾本

右御成婚紀念事業の爲寄附

右御成婚紀念事業の爲寄附

右御成婚紀念事業の爲寄附

堀 尾 嘉 助

堀 尾 嘉 助

堀 尾 嘉 助

堀 尾 嘉 助

堀 尾 嘉 助

堀 尾 嘉 助

堀 尾 嘉 助

堀 尾 嘉 助

堀 尾 嘉 助

堀 尾 嘉 助

堀 尾 嘉 助

堀 尾 嘉 助

堀 尾 嘉 助

堀 尾 嘉 助

堀 尾 嘉 助

堀 尾 嘉 助

出席を奨励したる結果本年一月以降嘗て欠席したことなきのみならず其成績亦優良にして今回の徴兵検査に際し甲種に合格し石橋司令官よりは以上の善行に付激賞せられたる程なり

學事

○萩商業學校十一週年記念式

五月五日同校に於て記念式を行ふ吉田校長の式辭に次き林町長の祝詞あり閉式後擊劍柔道の大會を催ふし午後一時盛況裡に終了せり

○明倫小學校兒童の支那派遣軍慰問

明倫小學校に於ては濟南出兵の經過に付各學年に適當なる訓話を試みたる後兒童の慰問文並に想像

書を蒐集し過般福田師團長へ宛發送したり

椿東尋常高等小學校訓導 田淵 ヨシ
兼萩町立椿東實業補習學校助教諭に任す
同校准訓導心得 山田 德二

以上昭和三年五月八日付

山口縣

○小學校教員改姓

白水尋常高等小學校訓導山本貞二は森川貞二と改姓
同校訓導田村マサコは齊藤マサコと改姓
椿東尋常高等小學校訓導山本晴子は河野晴子と改姓
明倫尋常高等小學校訓導松林和子は村田和子と改姓

以上同年五月一日付

山口縣

○青年訓練所指導員異動

萩町立越ヶ濱青年訓練所指導員 松永 甚吉
嘱託を解く

岸田 隆吉

以上昭和三年四月二十七日付

安藤 千歳

萩町立明倫青年訓練所指導員を嘱託す

萩町立越ヶ濱青年訓練所指導員を嘱託す

○中等學校第一學年入學志願者狀況

| 小學別 | | 中學 | | 校計 | | 萩商業學校 | | 高女學校 | | 實科高等女學校 | |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|--------|-----|------|-----|---------|-----|
| 校 | 別 | 業校 | 尋常 | 卒業者 | 常高等 | 校 | 尋常 | 卒業者 | 常高等 | 校 | 尋常 |
| 明倫小學校 | 一四九 | 常高等 | 尋常 | 卒業者 | 常高等 | 明倫小學校 | 常高等 | 卒業者 | 常高等 | 明倫小學校 | 常高等 |
| 椿東小學校 | 一二二 | 尋常 | 高等 | 卒業者 | 高等 | 越ヶ濱小學校 | 尋常 | 高等 | 尋常 | 椿東小學校 | 尋常 |
| 白水小學校 | 二八三 | 高等 | 尋常 | 高等 | 尋常 | 椿西小學校 | 高等 | 尋常 | 高等 | 白水小學校 | 高等 |
| 木間小學校 | 七四 | 尋常 | 高等 | 高等 | 尋常 | 越ヶ濱小學校 | 高等 | 尋常 | 高等 | 木間小學校 | 高等 |
| 計 | | | | | | 椿東小學校 | 高等 | 尋常 | 高等 | 白水小學校 | 高等 |
| 一六 | 一一一 | 一一一 | 一一一 | 一一一 | 一一一 | 九四 | 一四四 | 一四四 | 一四四 | 九四 | 一四四 |
| 四 | 一一一 | 一一一 | 一一一 | 一一一 | 一一一 | 七一 | 一五一 | 一五一 | 一五一 | 九四 | 一五一 |
| 九四 | 一六三 | 一六三 | 一六三 | 一六三 | 一六三 | 七一 | 一六三 | 一六三 | 一六三 | 九四 | 一六三 |
| 二九 | 一一一 | 一一一 | 一一一 | 一一一 | 一一一 | 二九 | 一四四 | 一四四 | 一四四 | 二九 | 一四四 |
| 六一〇 | 一一一 | 一一一 | 一一一 | 一一一 | 一一一 | 六一〇 | 一五七 | 一五七 | 一五七 | 六一〇 | 一五七 |
| 一一三 | 一一一 | 一一一 | 一一一 | 一一一 | 一一一 | 四二 | 一五六 | 一五六 | 一五六 | 一一三 | 一五六 |
| 四二 | 一一一 | 一一一 | 一一一 | 一一一 | 一一一 | 五 | 一三二 | 一三二 | 一三二 | 四二 | 一三二 |
| 五一六〇 | 一一一 | 一一一 | 一一一 | 一一一 | 一一一 | 二六 | 一八七 | 一八七 | 一八七 | 五一六〇 | 一八七 |
| 二六 | 一一一 | 一一一 | 一一一 | 一一一 | 一一一 | 二六 | 一五二 | 一五二 | 一五二 | 二六 | 一五二 |
| 二六 | 一一一 | 一一一 | 一一一 | 一一一 | 一一一 | 二六 | 一五二 | 一五二 | 一五二 | 二六 | 一五二 |
| 二六 | 一一一 | 一一一 | 一一一 | 一一一 | 一一一 | 二六 | 一五二 | 一五二 | 一五二 | 二六 | 一五二 |

◎萩商業學校第一學年
入學者狀況

| 郡市別 願入學志 者受驗者合 格者入學者 人對する入 學志願者百 | | | | | | | | | | |
|---|--------|-----|-----|----|-------|-------|--------|---|---|---|
| | 入學志願者百 | | | | | | | | | |
| 阿武郡 | 一三三 | 二三一 | 九三 | 七七 | 五七、八九 | | | | | |
| 大津郡 | 一四 | 一四 | 一一 | 一〇 | 七一、四二 | | | | | |
| 豐浦郡 | 二 | 二 | 一 | 一 | 五〇、〇〇 | | | | | |
| 美繩郡 | 二 | 二 | 二 | 一 | | | | | | |
| 吉敷郡 | 三 | 三 | 二 | 一 | | | | | | |
| 都濃郡 | 二 | 三 | 二 | 一 | | | | | | |
| 熊毛郡 | 一 | 一 | 一 | 一 | | | | | | |
| 宇部市 | 一 | 一 | 一 | 一 | | | | | | |
| 大分縣 | 二 | 一 | 一 | 一 | | | | | | |
| 福岡縣 | 四 | 四 | 二 | 一 | | | | | | |
| 朝鮮 | 一六五 | 二六三 | 一一四 | 九四 | 五六、九七 | 五〇、〇〇 | 一〇〇、〇〇 | 一 | 一 | 一 |
| 計 | 二 | 二 | 一 | 一 | | | | | | |

二日來萩同三日は萩中學校萩修善女學校を同四日
は萩高等女學校、明倫小學校及萩商業學校を巡視
し翌五日出發歸廳せり

◎主婦會設置要項

婦人團體設置促進に關し山口縣學務部長より通
牒ありたる主婦會設置要項左の如し

一、設置區域
1、主婦會は市町村を區域として設置するもの
とす

2、支會は集合に利便なる地域に依るものとす
とす

3、幹部
1、主婦會は其の市町村に於ける主婦の全員を以て
組織す

4、組織
1、市町村當事者に學校職員神職僧侶實業家等
の有力者を網羅し其の間の連絡を緊密にし且
つ衆智を集めるの途を講ずること

2、勧めて婦人自から幹部に任じ大に自主的傾
向を發揮すること

5、保健衛生思想の普及
1、衛生思想を喚起し健康の増進を圖るに適切な
施設をなすこと

6、保健衛生思想の普及
1、婦德の涵養
婦道の振興を圖り出でては社會の圓滿を期し
入りては家庭の中心となり良妻賢母たるの實
を擧ぐる等進んで研究會講習會見學其の他適
當の施設をなすこと

7、社會事業の發達
社會に於ける連帶責務の自覺を促し各種の缺
陷に對し進んで之が救濟保護の途を講ずること

8、其他主婦として必要な事項

五、集會
1、總會
2、例會

每年春秋二回開催し必要に應じては臨時開會
す

各支會に於ては可成毎月一回之を開く

6、維持
1、經濟は公共團體の補助又は會員其の他の收入を
以て之を支辨す

7、本會支會の關係
支會の内容の充實に最善の力を盡し以て本會の
健全なる發達を期す

1、婦德の涵養
婦道の振興を圖り出でては社會の圓滿を期し
入りては家庭の中心となり良妻賢母たるの實
を擧ぐる等進んで研究會講習會見學其の他適
當の施設をなすこと

2、風教の刷新
矯風慈善敬老等に關する適切なる施設を講じ

3、生活の改善
科學的智識の修養に努め衣食住を始め冠婚葬
祭等に關する改善の實行を期すること

4、兒女の教養
胎兒嬰兒の保育家庭の教育學校との連絡等兒
女の教育に深甚なる注意を拂ひ婦人の使命を
完うするに努むること

5、勤儉貯蓄の實行
勤勉努力の美風を振起し貯蓄の實行に努むる
こと

6、維持
1、經濟は公共團體の補助又は會員其の他の收入を
以て之を支辨す

7、本會支會の關係
支會の内容の充實に最善の力を盡し以て本會の
健全なる發達を期す

1、婦德の涵養
婦道の振興を圖り出でては社會の圓滿を期し
入りては家庭の中心となり良妻賢母たるの實
を擧ぐる等進んで研究會講習會見學其の他適
當の施設をなすこと

2、風教の刷新
矯風慈善敬老等に關する適切なる施設を講じ

3、生活の改善
科學的智識の修養に努め衣食住を始め冠婚葬
祭等に關する改善の實行を期すること

4、兒女の教養
胎兒嬰兒の保育家庭の教育學校との連絡等兒
女の教育に深甚なる注意を拂ひ婦人の使命を
完うするに努むること

5、勤儉貯蓄の實行
勤勉努力の美風を振起し貯蓄の實行に努むる
こと

八、諸會との連絡

地方改良會其の他目的を同うする諸會とは努めて連絡提携し又青年團處女會在郷軍人會等の援助を爲すものとす

◎御大禮に關する講演

につき

本縣學務部長より市町村長へ對し左の通牒ありたり

講演會講師派遣に関する件

本年秋冬の候 今上陛下御一代の御盛事御大禮の儀施行はせられ候に就ては此機に際し即位の禮大嘗祭の由來を講明し我建國の精神國體の精華を國民に周知せしむることは方今思想界混亂民心の歸嚮定まらざるの時最も緊切事と被存候處神宮奉齋會に於ては其の存立の使命とする傳統的精神に依り國體擁護思想善導の任務を果し國家の爲め貢献致度存念を以て地方に於て講演會開催の場合は右講師派遣の要請に可應旨申來候に就ては左記御了

承の上可然向へ御傳達方御取計相成度候

記

一、申込場所 東京市麹町區有樂町三丁目
二番地 神宮奉齋會會長今泉定介

一、申込期限 昭和三年五月三十一日迄

一、講師派遣期間 自昭和三年六月至同年九月

一、費 用 講師派遣に要する費用は往復旅費に限り奉齊會に於て負擔

一、申込書には主催者、開催地並講演場所（附近停車場名、自動車の便否等記載を要す）
主たる聽衆の種類、開催期日等を明記するこ

と

備考 右申込の場合は其の大要を縣廳宛通知し

置くこと

◎明倫小學校に自轉車寄贈

萩町大字平安古山根政徒同早子兩氏は同小學校用として自轉車一輛を寄贈せらる

及に實に遺憾なしども申すへきてありますか、尙有爲の英才を抱きながら各種の事情に妨げられ、教育の恩恵に浴することかてきない、あたら國家の至寶空しく、不運の涙にくれつゝ朽ちゆくものも實に妙くありませぬ。而かも之を保護し之を救濟して、國家有用の材たらしむるか如き施設に至つては、頗る不完全で、殆見るへきものか無いのは、眞に慨嘆にたへない所ではありませぬか。

不肖ここに感する所かあつて、曩に松下學寮を創設し中等男學生を收容寄宿せしめ、之を監督指導して其の人格陶冶に努めること三年に及びます。其の成績多少見るへきものではないはありませぬか、百事意の如くならす、結果未だ所期の半にも達しませぬ且人才の完成は德育に智育を伴はねはならぬことを痛感します、けれども微力にして諸般の設備未だ此に至るを得ず。洵に痛恨に堪へない所てあります。因つて畏くも今秋行はせらる、聖上陛下御即位の御大禮に對する記念事業として此の學寮を擴張し、毎年小學校の優等卒業生中最も優秀で向上の志あり、而かも學資が乏しくて進

◎書籍寄贈

當町大字堀内石津見城氏は明倫圖書館へ養蜂に関する書籍四冊を寄贈せらる

◎萩松下學寮の擴張

本町在住の陸軍少將山田喜八氏は氏畢生の事業として寄附行為に依る財團法人を設立し主として家庭の事情上中等程度の官公立學校に進學し得さる男子の中小學校在學中の成績極めて良好なる者毎年次二十名宛を收容し其の修業年限を三ヶ年或は五ヶ年として當地附近より多數の中堅人物を輩出することを目途と爲し此の程來各方面に向けさの意志を配布し斡旋盡力中なり

松下學寮擴張趣旨書

英才は國家の至寶てあります。之を教育し、之を薰陶して、其の人格才幹を達成せしめるることは、國家重要の急務で、一日も忽焉に附すへからざる所てあります。

抑我か國一般の教育は年と共に發達し、改善に普

學の志を達することのできない者を收容し、之に對して中等程度の教育を施し人格を完成し實務に堪能な才幹を養ふて、社會の中堅人物となしたいと期してゐます。啻に此れのみでなく女子教育に對しても亦企劃する所があります。蓋女子教育は又頗る隆盛の氣運を致し、女學校の設備漸く普及し卒業生の數年と共に加はります、併しながら窃に之を通觀しますに良妻賢母たる才徳に於て未だ足らざる所かあり且卒業後處女として幾年かを徒らに家居するものも少くありません。是等を集めて主婦に須要の學術を修めさせ、之によつて其の欲陥を補ひ眞の良妻賢母の才徳を全からしめるのは是亦國家的要務の一と謂ふへきてあります。是を以て前陳青年の教養に努めると共に別に一部を設けて是等の女子を收容して主婦的教育に微力を盡したいものと存します。

素より不肖は一介の武人。愛國の至情に至つては敢て人後に落ちるものではありませぬ。前記の計圖は飽までも心血を注いて之を遂行し國恩の萬分に報いたいと期してゐます。然しながら悲いかな

家資素より之に伴はず、產を竭して此れに投しても到底之を實現せしめることはできませぬ。空しく吳天を仰いて長大息を發するのみであります。さりながら報國の微忱は己まむと欲して己むへからず、遂に起つて大方諸賢の高義に訴へ、其の完成を必せむことを熱望致す次第であります。其の經營の大略は別紙一覽表に具載しておきます。冀くは國家社會の大勢を察し、且は不肖の微衷を諒させられ奮つて御後援を賜はらむことを

昭和三年二月十一日

寮主

陸軍少將 山田喜八

顧問

陸軍少將 土井市之進
萩町内贊助員(イロハ順)

海軍機關大佐 林勇輔
萩町長

陸軍少將伯爵 土井幸槌
大村純英

陸軍少將 岡田誠道
渡邊好延

山口縣書記官

陸軍少將

産業

○萩町の經濟一般

萩町の背後地と認め得べき阿武郡内吉部村、奈古村、佐々並村、高侯村、明木村、三見村、福川村及紫福村の八ヶ村より昭和二年中萩町に移出し若是萩町を經由して他地方へ移出したる物資の數量は萩町を經由して他地方へ移出したる物資の數量價額等左の如し

萩町に移出したるもの

| 品名 | 数量 | 價額 | 移出地 |
|------|--------|-----------|--------------|
| 米 | 三、一〇四石 | 一九一五、六五四円 | 吉部村奈古村明木村三見村 |
| 麥及雜穀 | 四、五〇 | 二一九、二九五 | 村明木村三見村福川村 |
| 用材 | 一五、二〇石 | 七八五、五四八 | 吉部村奈古村佐々並村川上 |
| 薪炭 | 一五、二〇石 | 三五、〇八七 | 福川村 |
| 繭 | 一四、四〇 | 一四四、七二五 | 村福川村 |
| 水產品 | 一四、四〇 | 三一〇〇、三〇九 | 奈古村川上村三見村 |
| 夏橙 | 一四、四〇 | 一九一五、六五四円 | 奈古村 |

| 大格 | 皮 | 川上村 |
|-----|--------|-----------|
| 竹 | 二、五〇 | 二、五〇 |
| 蔬 | 二、六〇 | 全 |
| 繭製品 | 五、八〇 | 明木村三見村福川村 |
| 蕓 | 三、九〇 | 三見村 |
| 麻 | 六、七五 | 三五 |
| 大 | 一、五〇 | 三五 |
| 竹 | 五、五〇 | 三見村 |
| 繭 | 三、九〇 | 全 |
| 製品 | 一、五〇 | 三見村 |
| 其の他 | 一、五〇 | 三見村 |
| 計 | 一一七、三三 | 三見村 |

萩町及萩町を經由して他地方へ移出したる物資の

| 農林水產物 | 畜產物 | 養蠶繭糸 |
|-----------|-----------|-----------|
| 一九一五、六五四円 | 二一九、二九五 | 一九一五、六五四円 |
| 七八五、五四八 | 三五、〇八七 | 七八五、五四八 |
| 三五、〇八七 | 一四四、七二五 | 三五、〇八七 |
| 一四四、七二五 | 三一〇〇、三〇九 | 一四四、七二五 |
| 三一〇〇、三〇九 | 一九一五、六五四円 | 三一〇〇、三〇九 |

○萩町の米の產額と食糧米の消費高

| 年 度 | 粳 | 作付反計 | 糯 | 收 |
|--------|-------|------|-----|--------|
| 大正十二年度 | 五、四、三 | 八、四 | 六、四 | 三、九、七石 |
| 大正十三年度 | 五、七、五 | 八、一 | 六、四 | 一、九、七石 |
| 大正十四年度 | 五、七、八 | 八、三 | 六、四 | 一、九、七石 |
| 大正十五年度 | 五、五、三 | 六、三 | 五、三 | 一、九、七石 |
| 昭和元年度 | 五、三、三 | 六、一 | 五、三 | 一、九、七石 |
| 昭和二年度 | 五、七、六 | 八、三 | 六、一 | 一、九、七石 |
| 平均 | 五、七、六 | 八、三 | 六、一 | 一、九、七石 |

以上の平均に依れば萩町の米の年產額は壹万參千五百四拾四石にして反當り收量平均貳石八升即ち五俵餘なり

而して萩町昭和二年十一月二十日現在の現住人口男壹万五千參百七拾參人女壹万五千五百七拾壹人合計參万九百四拾四人を假に參萬壹千人として稻垣博士の計算に依り壹ヶ年の食糧米一人當りを壹石參升八合とすれば其の總高參万貳千百七拾八石となり食糧米の不足高は米の生産額の拾參割七分餘即ち壹万八千六百參拾四石となる此の不足の米

を壹石參拾圓換に見積れば實に五拾五万九千餘圓となる此の大金を不知不識のうち毎年町外に支拂ふこととなり恰も萩町の水產漁獲高の約半額は此の米代に消費せらるゝ勘定となれり

○玉繭製絲眞綿製造講習會

本町市街方面の婦人向家庭工業を獎勵する爲本月二十日より各五日間宛沖原荒地三郎氏方に於て本縣專任教師の派遣を受け町主催として玉繭製絲

並眞綿製造講習會を開設すること、せり本講習に付ては何等の費用を要せず且つ人員に制限あるに依り出來得る限り確實なる志望を有する者各二十名以上を選び講習を有意義ならしめ度き見込なり希望者は至急に關係區長を經町勸業課まで其の旨を申出られだし

◎五月中町立萩魚市場賣

買取扱高

| | |
|---------|-------------|
| 萩魚市場 | 六七、八八四、九八〇 |
| 同越ヶ濱出張所 | 一九、一五五、九六〇 |
| 同玉江出張所 | 一二、一三一、八八〇 |
| 合計 | 九九、一七二、八二〇 |
| 四月分以降累計 | 一九七、三四五、三七〇 |

◎五月中輸出入貨物調査

萩稅關支署調查

| | |
|-------|------------|
| 夏蜜柑 | 參百九拾八噸 |
| 安東大連行 | 壹千百參拾貳圓 營口 |

山口縣告示第三百五十二號

◎外國貨物運送取扱驛指定

| | | | |
|------|-------|----------|-----|
| 鰯 | 四拾五斤 | 參拾五圓 | 安東行 |
| 石粉 | 百九拾叁斤 | 貳圓 | 大連行 |
| 杉丸太 | 貳百壹噸 | 四千七百參拾貳圓 | 全 |
| 竹材 | 參拾九噸 | 六百七拾貳圓 | 全 |
| 疊床 | 貳噸 | 七拾五圓 | 全 |
| 竹皮草履 | 壹噸 | 壹百拾圓 | 全 |

本年一月以降累計 八百九拾六噸 壹萬壹千貳百四圓

副業生産品の販賣斡旋に關する事務を取扱ふ爲左記の適當該職員を駐在せしむ

昭和三年五月八日 山口縣知事 大森吉五郎

一、販賣の斡旋を爲すべき區域

大阪市を中心とし神戸市、京都市及其の相互間

を連絡する鐵道沿線の市場

二、駐在場所

大阪市東區南新町一丁目

關西府縣農會聯合大阪販賣斡旋所内

山口縣告示第三百五十三號

副業生産品販賣斡旋規程左の通定め公布の日より之を施行す

昭和三年五月八日 山口縣知事 大森吉五郎

副業生産品販賣斡旋規程

第一條 副業生産品の取引を助成する爲市町村、郡市町村農會、產業組合、其の他團體の委託に應し關西府縣農會聯合大阪販賣斡旋所内に駐在する職員（以下單に駐在職員と稱す）に於て取扱ふべき事務左の如し但し個人の委託と雖必要と

認むるものに付ては之が取扱を爲すことあるへし

一、生産品の販賣に關する斡旋

二、同上販路に關する調査

三、同上市況に關する調査

四、前各號の外取引上に關し必要と認むる調査

立斡旋

第二條 前條第一號及第二項の事項を委託せむとする者は様式第一號に依り其の他の事項に付ては適宜の様式に依り委託申込書を直接駐在職員に差出すへし

第三條 販賣斡旋上必要と認めたるときは見本品を提出せしむることあるへし

前項の出荷をなしたるときは同時に様式第二號に依り出荷通知書二通を作り駐在職員及荷受先に各一通を送付すへし但し同一委託に係る生産品を數回に分ち出荷する場合は其の都度之を爲すへし

第五條 出荷品又は見本品の荷造費、運賃、諸掛等一切の費用は總て委託者の負擔とす。
第六條 出荷品又は見本品の數量の不足、腐敗、損傷其の他の事故に依り生したる損害に對しては縣は其の責に任せざるものとす。
第七條 本規程に違背し又は不都合の所爲ありと認めたるときは幹旋の委託に應せざることあるへし。

附 則

本規程に依り取扱ふものは關西府縣農會聯合大阪販賣幹旋所の取扱と看做す(様式略す)

◎山口縣內務部長より

市町村長へ宛て通牒

副業生産品販賣幹旋機關
設置に關する件

副業生産品の販賣幹旋に關する専任職員設置の件
本月八日付告示第三百五十二號を以て又同日付告示第三百五十三號に依り同販賣幹旋規程公布相成

候處右は管内に於ける副業生産品に對する販路の開拓と取引上の圓滑を策し以て生産と販賣との調節を確保し益々斯業の經濟的地歩の向上安固を期せしめむとするの主旨に外ならず候條其の邊御舎の上今後生産者等をして充分右機關を利用せしめ以て斯業の發展を期せしむる様指導獎勵相成度尙該機關利用上に關しては大様左記の要領に依らしむへく相當御考慮相成度依命此段及通牒候也

記

一、取引は常に市場の信用を得ることに注意し一面生産費の節約を圖り以て速に市場に優越する地歩を占むることに留意すること

二、前項の目的を達する爲概ね左の各號に留意すること

(イ) 製品の統一検査を勵行し商品化に勗め且つ需給の調節を圓滑ならしむる爲共同出荷を勵行すること此關係に於て其の施設を成るへく既設産業組合に依らしむることとし遂に之に依り難き事情に在るものにありては任意團體の活動を促進すること

◎縣下の桑園反別番附

表に就き

近時萩町に於ける桑園の改良并に產繭收量の増加は共に漸を以て好況に向ひつゝあるは慶賀すべきことなりとす山口縣內務部發行の昭和二年現在縣下桑園段別の番附表に依れば萩町の右段別は二十九町四反にして西方前頭の第十位に位し全体を通じ縣下町村中の第二十八位に在るの状況に依り今萩町としては桑園反別を少くとも五十町歩以上に後まで達せしめ倚りて以て蠶糸業の助長を促さんとする想定なり斯業の参考として披露致す

◎養蠶業に付ての注意

養蠶製絲兩者相互に於ける利益の増進を圖らむため上簇改良及繭綿の除去方に付左の通本縣より獎勵せらるゝ所あり
一、上繭の賣値が割安となり勝ちである
繭綿着のまゝでは何故悪い?

繭綿が自然不充分となり易いため販賣に當り

買手は

(イ) 不良繭混入の割合を實際よりも多く見積ること

(ロ) 繭質鑑定に誤りが出來易いこと

(ハ) 死籠のある場合は他の上繭を汚損することまで見込むこと等に依る實質以下に評價せらるゝ損がある

二、製絲家も養蠶家も共損となる

(イ) 製絲家には撰繭や繭綿取りの不利があり

(ロ) 延いてそれが養蠶家にも及ぶは當然である

繭綿の除去程度

收繭の際繭綿を残し繭を抜き取つた程度でも良い

附記

一、現に繭綿除去を實行せる縣は全國中三十三

縣である

一、本縣にも既に實行して居る地方もある

一、本縣製絲同業組合では本年五月の總會で繭綿除去獎勵の助長達成に力を盡すことを決議

して居ります

春蠶の上簇改良

何程蠶が立派でも上簇中の注意が不適當だつたら

(イ) 上簇用具上簇に使用する蠶具類は清潔で且つ豫め充分乾かして置くこと

(ロ) 補溫大部分の蠶が巣取りをする迄は七十五度其の後三、四日間は七十七八度から八十一度とし其の後は七十度を下らざる程度に補温

(ハ) 換氣天窓は全部開放して極力換氣を圖り乾燥に努め上簇四五日目よりは適宜戸障子を開放すること

(ニ) 菴拔菴拔は遅くては効果が少いから大部分の蠶が薄皮繭を作りたるとき行ふのが最も適當で普通上簇後一晝一夜以内である

(ホ) 収繭最も後に上簇したものが全く蛹になつてから收繭し少しでも化蛹しないものが混ちつて居てはならぬ

木工科 堀内木谷武哉、堀内大庭正展（以上挽物部）椿東池田彌作、椿東福田正登（以上塗物部）右の内木工科傳習生は萩町新川分場に入所せり

◎ 篠表講習會狀況

萩町主催の下に去る五月三日より十二日迄標記講習會を町公會堂に於て開催せり應募講習生豫想外に多かりし爲教授の關係上之を各一週間宛の二班に分ち受講上遺憾なき様致したり本講師としては下關市藤井義夫氏外三名を招聘し其の間講習生は眞面目と熱心とを以て終止し一人の缺席者もなく今日迄嘗て見ざる程の盛況を示せり殊に今回は社會上地位ある婦人連の參加者少からず職業觀念の鼓吹と勤勞の美風を養成する上に於て意外の好影響を齎らしたるを喜ぶ次第なり

五月十二日午後四時終了式を擧げ江向區門田建吉氏外八十二名に夫々講習證書を授與し引續き製作品に就き品評會を開催して江向區出坂ノブ子氏外三十八名の入賞者に對しては夫々賞品の授與を了

一、萩町立工業傳習所は大正十三年四月一日の創立に係はり最近迄は明倫小學校内的一部に於て竹工のみを傳習し來りたるを時代の要求に依り本年三月を以て本傳習所を舊電燈會社の跡地に移轉し同時に更に木工科を増設することゝせり一。昭和二年度末期迄に修業せし傳習生は通じて十四名にして爾來自宅に於て營業をなす者八名現分竹細工教師として就職中の者一名兵役中の者一名尙引續き特別傳習生として本傳習所に於て研究中の者四名あり

一、本年四月新に入所せる者は竹工科十一名（内竹籃部七名彫刻部四名）木工科四名（内挽物部二名塗料部二名）にして其の住所氏名左の如し竹工科 玉江杉山正二、椿東中村美一、江向松村保、川島、杉山正、玉江吉山三郎、玉江山中三吉、椿金子昌夫（以上竹籃部）椿東齋藤芳一、椿東原正、江向阿武繁一（以上彫刻部）

り式後茶話會を催し薄暮散會せり尙ほ講習終了者には當日五足分以上の原料を交付し目下工賃制度に依り任意家庭に於て之を製作中なり
因に萩町は下關市藤井龜太郎氏との間に契約を締結し今後の製品に付ては何等の制限なく全氏をして圓滿なる取引を爲さしむることせり

●水産業奨勵金

客年七月水產試驗の爲萩町に於て施設せる築磯に對し水產業奨勵金百七拾參圓機關付漁船建造に對し萩町戎町吉谷啓一全金參百四拾五圓越ヶ濱秋田辰藏全金參百拾八圓越ヶ濱中村梅吉全金參百九圓を本縣知事より夫々交付せられたり

◎各地の副業紹介 (二)

厚狭郡王喜村の孟宗竹栽培

全村に於ける孟宗竹栽培の起因は今より二十年前全村宇松屋木簾宗太郎氏が長府より一本の母竹を持ち歸り植付けたるに始り現今に於ける栽培面積

六町六反歩にして收量二万六千貫其の價格七千九百五十圓に達し就中五畝步以上の栽培戸數百戸を算するに至る左に栽培法の概要を記述して斯業の参考に資す

孟宗竹栽培法

一、適地 繖密なる粘土質を可とす

二、植付の時期及植付本數 時期は極寒酷暑を除くの外何時にも可なれ共凡そ十月末稻の刈り始め頃を適期とす 一段歩の植付本數は八十本を適當とし母竹は其の年の春に發生せし新竹か二年目の竹にして廻り二寸五分以下のものを最良とす而して母竹は竹の幹を動かし根の動搖せざるものを探び根の方向を定め幹を中心として經二尺の鉢と爲す堀取りの際最も注意すべきは幹を持つて動かすことなく最後迄鉢にて堀ること肝要なり又堀取りし母竹は杖五六節を残して切斷し之を植栽場所に運搬し根の形に所謂植穴を堀り母竹を植込み細土を入れ更に水を注ぎ根際に良く細土を附着せしむる様棒木にて搔き交せ(水植又はシロ植と稱す)其の上に充分土を

覆ひ支柱を建て風に動搖せざるよう注意を要す
新植に當りては肥料は根より遠く之を施し周囲の乾燥を防ぐ爲充分に敷藁を覆ふこと

三、施肥期及施肥期に於ける肥料別 各栽培者の勞力の配合に依り一定せず現今にては筍を採取する毎に報恩の意味に於て土地に小量宛の大豆粕を埋めつゝあり后日に至り其の堀り跡より又筍の生ずる場合あるを以つて此の場合は人尿の如き不潔なるものは施さず

四、土入の時期及其の厚さ 土入は十一月以降に

散布し除草を兼ね鍬にて打ち込み其の上に敷草を置くものあり施肥量は反當五十圓乃至百圓位を適當とす

行ひ筍の發生準備をなす頃に至れば既に雨露の爲め土の堅く固まり居るを可とす土入の量は約一寸厚さ位にして土の草鞋に附着し敷草の現はれざるを程度とす一反歩の土入費用は土の良否と其の便否とに依り異れ共大略十圓乃至十五圓位なり

五、筍の發生時期及反當收量 発生時期は三月中旬以降にして反當收量は施肥の如何に依り一定せざるも概ね三百貫乃至五百貫とし其の價格は

初期に於て一貫目當り三圓五十錢乃至五圓、末期に至りては三十錢乃至五十錢位なり

六、採取 筍の發生時機に至れば毎早朝林地に就き筍發生の徵を調べ木切にしてしを建て筍堀専用の鍬を以て堀り取るなり一日の採收量は一人にて普通五六十貫内外とす

七、販路先並荷造 主として下關市場に撤出す荷

造に當りては筈に附着せる粘土を落すことなく籠に詰め青草等を入れて包装す
ヘ本秋御大禮記念としての竹植栽は大に意義あるべし之が設計手入等に關し質義せらるゝことあれば遠慮なく町勸業課迄申出ありたし)

◎萩町農會の販賣斡旋に

關する近況

萩町農會青物市場の本年四月中に於ける販賣取扱高は前年四月分に比し物價は約一割方の下落をしてゐるに拘はらず約壹千圓の増額を示し結局物品の取扱高は前年に比して著しく増加を來たしてゐる勘定となる

萩町養鶏事業の盛衰并に鷄卵の需給状態を識る爲青物市場に就き四月中の鷄卵取扱高を調査したるもの左の如し

| 出荷町村名 | 數 | 量 | 價 | 額 |
|-------|---------|--------|------|-------|
| 萩 町 | 一一二、三三八 | 二六四 | 四〇二〇 | 九、九一五 |
| 奈 古 村 | 三五、九五九 | 八七、六六〇 | | 九、八二一 |

以上の計數に依り萩町内に生産の鷄卵を以て自給を爲すの必要あり價格に於ても比較的有利に取引きざるゝを以て都市を中心とする農業經營としては是非とも養鶏を加味したる副業を盛大ならしむるの必要あるを認む

◎萩化粧品組合の概況

萩化粧品組合は昭和二年九月十四日山口縣知事の認可を得設立せるものに係り其の目的事業並に過る五月二十六日改選したる役員の氏名等左の如し

(一)目的及事業

一、組合員は公益を重じ協同一致して營業上の弊

害を矯正し其の福利を増進するを以て目的とす
二、白粉打粉類に付ては明治三十三年四月内務省
令第十七號有害性著色料取締規則第四條の規定

を嚴守して鉛含有品を排拆し無鉛白品を推奨する爲鉛含有に關し分拆調査を行ひ其結果を組合員并に公衆に發表すること

三、本組合の目的に反する組合員の行爲を取締ること

四、組合員の販賣品に付共同購入を爲すこと

五、販賣品其の他營業上に關する研究を爲し斯業に關する講師を聘して化粧口腔衛生に關する講演會を開催すること

(二)役員の氏名

組合長柏木源五郎、副組合長久保一郎、會計山中三吉、監事善甫正藏、岩本八十二、理事八木馬太、津田小吉、行本善次郎、藤山清太郎、吉賀幸助、山根清一、大津茂一、厚東義輔、泉正一、林音五郎、林三吉、若松與四郎、富田德松、恵比須屋七五郎、水津米藏

| 科 | 款 | 項 | 目 | 追加豫算額 | 既定額 |
|---------|-----------|---|----------|-------|-----|
| 五、雜 收 入 | | | 歲入歲出追加豫算 | | |
| 六、町 稅 | 一、町 雜 入 | | | | |
| 經 常 部 | 四、附 加 業 稅 | 計 | | | |
| 臨 時 部 | | | | | |

| 科 款 | 項 目 | 追加豫 算額既 定 | 三、雜支出 四、前年度歲入 六、二、綠上 六、零、零零 三、零五 |
|---------|-------------------------------|-------------------------------|--|
| 五、財產賣拂代 | 一、傳染病豫防 一、傳染病豫防 一、傳染病豫防 | 一、傳染病豫防 一、傳染病豫防 一、傳染病豫防 | 一、傳染病豫防 一、傳染病豫防 一、傳染病豫防 |
| 四、繰入金 | 一、費補助 一、費補助 一、費補助 | 一、費補助 一、費補助 一、費補助 | 一、費補助 一、費補助 一、費補助 |
| 三、積立金 | 一、代部計 一、代部計 一、代部計 | 一、代部計 一、代部計 一、代部計 | 一、代部計 一、代部計 一、代部計 |
| 二、土木費 | 一、道路橋梁費 一、道路橋梁費 一、道路橋梁費 | 一、道路橋梁費 一、道路橋梁費 一、道路橋梁費 | 一、道路橋梁費 一、道路橋梁費 一、道路橋梁費 |
| 一、基金造成費 | 一、招魂祭費積 一、招魂祭費積 一、招魂祭費積 | 一、招魂祭費積 一、招魂祭費積 一、招魂祭費積 | 一、招魂祭費積 一、招魂祭費積 一、招魂祭費積 |
| 二、繰越金 | 一、立金繰入 一、立金繰入 一、立金繰入 | 一、立金繰入 一、立金繰入 一、立金繰入 | 一、立金繰入 一、立金繰入 一、立金繰入 |
| 三、補助費 | 四、勸業費補助 四、勸業費補助 四、勸業費補助 | 四、勸業費補助 四、勸業費補助 四、勸業費補助 | 四、勸業費補助 四、勸業費補助 四、勸業費補助 |
| 四、繰入金 | 一、財產收入 一、財產收入 一、財產收入 | 一、財產收入 一、財產收入 一、財產收入 | 一、財產收入 一、財產收入 一、財產收入 |
| 五、財產收入 | 一、歲入 一、歲入 一、歲入 | 一、歲入 一、歲入 一、歲入 | 一、歲入 一、歲入 一、歲入 |

昭和三年度萩町特別會計慈惠基金歲入歲出追加豫算

| 科 款 | 項 目 | 追加豫 算額既 定 | 一、財產收入 一、財產收入 一、財產收入 |
|--------|--------|-----------------|----------------------------|
| 一、歲入 | 一、歲入 | 一、歲入 | 一、歲入 |
| 二、歲出 | 一、歲出 | 一、歲出 | 一、歲出 |
| 三、歲合 | 一、歲合 | 一、歲合 | 一、歲合 |
| 四、歲計 | 一、歲計 | 一、歲計 | 一、歲計 |

昭和三年度萩町特別會計招魂祭費積立金歲入歲出追加豫算

| 科 款 | 項 目 | 追加豫 算額既 定 | 一、歲入 一、歲入 一、歲入 |
|--------|--------|-----------------|----------------------|
| 一、歲入 | 一、歲入 | 一、歲入 | 一、歲入 |
| 二、歲出 | 一、歲出 | 一、歲出 | 一、歲出 |
| 三、歲合 | 一、歲合 | 一、歲合 | 一、歲合 |
| 四、歲計 | 一、歲計 | 一、歲計 | 一、歲計 |

昭和三年度萩町特別會計小倉家墳墓地維持基金歲入歲出追加豫算

| 科 款 | 項 目 | 追加豫 算額既 定 | 一、歲入 一、歲入 一、歲入 |
|--------|--------|-----------------|----------------------|
| 一、歲入 | 一、歲入 | 一、歲入 | 一、歲入 |
| 二、歲出 | 一、歲出 | 一、歲出 | 一、歲出 |
| 三、歲合 | 一、歲合 | 一、歲合 | 一、歲合 |
| 四、歲計 | 一、歲計 | 一、歲計 | 一、歲計 |

④ 萩町臨時出納檢查執行

萩町長は五月十四日立會議員大田民藏末岡周介田中太郎吉氏の三名と共に萩町臨時出納檢查を執行し無事終了せり

◎萩町臨時出納検査立會

議員當選

昭和三年度萩町臨時出納検査立會議員は過る町會に於て選舉の結果左記の通當選せり

大田民藏
末岡周介
齊藤將人

◎縣稅納期限中一部改正

縣稅雜種稅中の季節稅の納期限を昭和三年度分より左の通改正せらる

| | |
|------------------|-------------------|
| 季節稅 | 定額稅 |
| 四月一日現 在賦課 | 十月一日現 在賦課 |
| 其年八月十五日ヨリ未 日限 | 其年十一月十五日ヨリ 未日限 |
| 其年八月十五日ヨリ未 日限 | 其年十一月十五日ヨリ 未日限 |
| 其年八月十五日ヨリ未 日限 | 其年十一月十五日ヨリ 未日限 |

| ◎町費寄附補助の件 | |
|--|--|
| 昭和三年度の町費を以て他の團體等に對し寄附及 補助を爲すの件本縣知事へ申請中の處五月十一日 付にて許可の指令ありたり | 不均一賦課の件曩に本縣知事へ宛申請中の處今回 許可ありたり其課率等は本報四月號に登載の通に 付省略す |
| 昭和三年度より家屋稅及縣稅營業稅の納期變更に 依り納稅期限一覽表を改訂の上先月末町内各戸へ 配付せり | |
| | |

其の合計金額一万五千七百六十九圓八十六錢納稅
人員六千三百九十七名中數名の所在不明者を除く
外全部の完納を見るに至れり

◎自作地地租免除申請方

に關する件

| 萩區 | 五ヶ月完納區 | | | | | 四ヶ月完納區 | | | | | 三ヶ月完納區 | | | | | 二ヶ月完納區 | | | | | 一ヶ月完納區 | | | | | 皆無區 | | | | |
|-----|--------|----|----|----|----|--------|----|----|----|----|--------|----|----|----|----|--------|----|----|----|----|--------|----|----|----|----|-----|----|----|----|--|
| | 數 | 數 | 數 | 數 | 數 | 數 | 數 | 數 | 數 | 數 | 數 | 數 | 數 | 數 | 數 | 數 | 數 | 數 | 數 | 數 | 數 | 數 | 數 | 數 | 數 | 數 | 數 | 數 | 數 | |
| 椿東區 | 二 | 四 | 四 | 四 | 五 | 二 | 一〇 | 一〇 | 一〇 | 一〇 | 一〇 | 一〇 | 一〇 | 一〇 | 一〇 | 一〇 | 一〇 | 一〇 | 一〇 | 一〇 | 一〇 | 一〇 | 一〇 | 一〇 | 一〇 | 一〇 | 一〇 | 一〇 | 一〇 | |
| 椿區 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | |
| 山田區 | 二 | 四 | 六 | 一 | 三 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | |
| 計 | 一一 | 一五 | 一二 | 一三 | 三三 | 二二 | 一一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | |

◎昭和三年四月分諸稅納

稅成績

四月分徵收稅金は縣稅地租附加稅町稅地租附加稅及縣稅特別地稅町稅特別地稅附加稅の四種にして

二、地租條例第十三條の二の隣接町村とは直近接續町村の謂にして當町の隣接地は大井村六島村福川村川上村明木村三見村及大津郡三隅村美禰郡赤郷村なり

三、同居家族とは同一戸籍にある者にして且つ現在同居し居る者を謂ふ未だ入籍せざる者戸籍を別に爲し居る者は實際同居し居る者と雖同居家族として取扱はず

四、地目及地類の變換に依り新に田地又は畠地となりたる者及新に買受等を爲したる者は其の都度申請を爲すにあらざれば仮令最初申請したるものに右等の土地の地價を加へ尙ほ其の總額二百圓未満となるものと雖其の土地に對しては地租を免除せられず

五、地租免除申請後買受其の他の事由に依り地價總額二百圓以上に達したるときは免除條件を失ひ次の納期より地租を徴收せらるゝこととなる

六、土地臺帳面の一筆中の一部分を小作に付しめるものは自作と謂ふを得ず（例へば十枚にて一筆となり居る田の中三枚を小作に付しあるもの類）

七、共有地は其の共有者の一人若是一人以上の者が耕作するときは免租の申請を爲すことを得此の場合の免租申請は共有者全員より爲すこと

八、免租申請は土地臺帳面の地目に依るものにして實際は畠地として耕作し居るものと雖土地臺帳面の地目が宅地となり居るもの等は申請することを得ず

参照法令

地租條例第十三條の二

地租を納むべきもの（法人を除く）の住所地市町村及其の隣接市町村内に於ける田畠地價の合計額其の同居家族の分と合算し二百圓未満なるときは命令の定むる所に依り其田畠の地租を徴收せず

但し小作に付したる田畠に付ては此限りに在らず

軍事

②昭和三年度萩町徵兵検査に於ける体格等位

（本籍者の中寄留地受檢者を除く以下同じ）

| 甲種 | 乙種 | 丙種 | 丁種 | 計 | 甲種 | 百分比 |
|-------|-------|-------|-------|-------|----|-----|
| 四 | 四 | 七 | 七 | 二三 | 百 | 合 |
| 四 | 六 | 五 | 二 | 二 | 甲 | 種 |
| 二 | 一 | 二 | 一 | 一 | 分 | 比 |
| 七 | 二 | 一 | 一 | 一 | 合 | 格 |
| 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | | |
| 九 | 八 | 七 | 六 | 二二 | | |
| 一〇 | 九 | 八 | 七 | 二二 | | |
| 一一 | 一 | 一 | 一 | 二二 | | |
| 二 | 二 | 二 | 二 | 九 | | |
| 二 | 二 | 二 | 二 | 九 | | |
| 三 | 一 | 一 | 一 | 二 | | |
| 一 | 一 | 一 | 一 | 二 | | |
| 一 | 一 | 一 | 一 | 二 | | |
| 六 | 六 | 六 | 六 | 一九 | | |
| 六六 | 六六 | 六六 | 六六 | 三三 | | |
| 六六 | 六六 | 六六 | 六六 | 三三 | | |
| 二二、四五 | 二二、四五 | 二二、四五 | 二二、四五 | 二二、四五 | | |

| 計 | 山田 | 椿東 | 椿山 | 萩 |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| 二七 | 二三 | 一元 | 一元 | 一元 |
| 九 | 八 | 二 | 二 | 二 |
| 元 | 六 | 一 | 八 | 三 |
| 六 | 一 | 六 | 五 | 四 |
| 一 | 六 | 一 | 五 | 三 |
| 三 | 三 | 七 | 七 | 二 |
| 八 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 三一 | 三三 | 六 | 二 | 一 |
| 八 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 五 | 七 | 七 | 三 | 一 |
| 三 | 三 | 七 | 七 | 一 |
| 九 | 元 | 七 | 七 | 一 |
| 三 | 三 | 七 | 七 | 一 |
| 六 | 三 | 三 | 三 | 一 |
| 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 九 | 九 | 九 | 九 | 九 |
| 六 | 六 | 六 | 六 | 六 |
| 二 | 二 | 二 | 二 | 二 |
| 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 六 | 六 | 六 | 六 | 六 |
| 六六 | 六六 | 六六 | 六六 | 六六 |
| 二二、四五 | 二二、四五 | 二二、四五 | 二二、四五 | 二二、四五 |

○同上萩町壯丁學力試験成績

| 語 | 一 | 算 | 國 | 計 |
|-----|---|-----|---|---|
| 甲 | 九 | 乙 | 三 | 一 |
| 乙 | 八 | 丙 | 三 | 一 |
| 丙 | 六 | 丁 | 三 | 一 |
| 丁 | 一 | 五 | 五 | 一 |
| 五 | 六 | 一 | 五 | 一 |
| 六 | 一 | 六 | 五 | 一 |
| 七 | 三 | 七 | 三 | 一 |
| 八 | 二 | 八 | 二 | 一 |
| 九 | 一 | 九 | 一 | 一 |
| 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 二 | 一 | 二 | 一 | 一 |
| 三 | 一 | 三 | 一 | 一 |
| 四 | 一 | 四 | 一 | 一 |
| 五 | 一 | 五 | 一 | 一 |
| 六 | 一 | 六 | 一 | 一 |
| 七 | 一 | 七 | 一 | 一 |
| 八 | 一 | 八 | 一 | 一 |
| 九 | 一 | 九 | 一 | 一 |
| 一〇 | 一 | 一〇 | 一 | 一 |
| 一一 | 一 | 一一 | 一 | 一 |
| 一二 | 一 | 一二 | 一 | 一 |
| 一三 | 一 | 一三 | 一 | 一 |
| 一四 | 一 | 一四 | 一 | 一 |
| 一五 | 一 | 一五 | 一 | 一 |
| 一六 | 一 | 一六 | 一 | 一 |
| 一七 | 一 | 一七 | 一 | 一 |
| 一八 | 一 | 一八 | 一 | 一 |
| 一九 | 一 | 一九 | 一 | 一 |
| 二〇 | 一 | 二〇 | 一 | 一 |
| 二一 | 一 | 二一 | 一 | 一 |
| 二二 | 一 | 二二 | 一 | 一 |
| 二三 | 一 | 二三 | 一 | 一 |
| 二四 | 一 | 二四 | 一 | 一 |
| 二五 | 一 | 二五 | 一 | 一 |
| 二六 | 一 | 二六 | 一 | 一 |
| 二七 | 一 | 二七 | 一 | 一 |
| 二八 | 一 | 二八 | 一 | 一 |
| 二九 | 一 | 二九 | 一 | 一 |
| 二一〇 | 一 | 二一〇 | 一 | 一 |

○同上萩町壯丁の体格と職業との關係

| 体格等位 | 農業漁業商業學業官公吏勞役大工左官石工其の他計 | 百分比 | 体格等位 |
|------|-------------------------|-----|-------|
| 甲種 | 一六 | 一三 | 三九、一 |
| 第一乙種 | 二六 | 二三 | 一、二 |
| 第二乙種 | 二六 | 二三 | 二〇、四〇 |
| 丙種 | 一六 | 一三 | 二二、四五 |

| 体格等位 | 農業漁業商業學業官公吏勞役大工左官石工其の他計 | 百分比 | 体格等位 |
|------|-------------------------|-----|-------|
| 甲種 | 一六 | 一三 | 三九、一 |
| 第一乙種 | 二六 | 二三 | 一、二 |
| 第二乙種 | 二六 | 二三 | 二〇、四〇 |
| 丙種 | 一六 | 一三 | 二二、四五 |

丁種二三三二一
計二八五〇五九一七四〇六

一 二 三 七 二〇 六、八〇
五 七 六 六六 二九四 一〇〇、〇〇

◎生徒採用其の他

昭年三年四月海軍機關學校生徒に採用せらる
萩町大字山田 渡 邊 定

昭和三年度海軍志願兵に採用せられ六月一日吳海

兵團へ入團を命ぜらる
萩町大字江向 三隅 義行

昭和三年六月一日輜重兵第五大隊へ入營を命ぜら
る

萩町大字御許町 黒川 楓郎

全 大字椿 吉村 末吉

萩町大字土原 村上 進

全 大字北古萩 石飛傳吉

全 大字椿東 浅野秀國

全 藤原龜松

全 大字東田町 増山吉郎

全 大字山田 村田一夫

昭和三年六月十日朝鮮龍山歩兵第七十九聯隊へ入
營を命ぜらる
全 大字川島 阿武吉五郎

昭和三年六月十日東京近衛歩兵第四聯隊へ入營を命
せらる
萩町大字土原 松岡克己

昭和三年五月一日任海軍豫備少尉
萩町大字津守町 長谷元助

昭和三年五月一日任海軍三等兵曹
萩町大字椿 笹村五男

昭和三年五月一日任海軍三等主計兵曹
萩町大字椿 笹村五男

部隊の召集期日豫定は左の通にして其の期日に於て止むを得ざる事故あることを豫想し得るものは豫め事由を具して期日の變更を願ひ出することを得阻し召集令狀の交付を受けたる以後は之を願ひ出すことを得す

歩兵第四十二聯隊 豫備役は九月一日及十一月中

旬後備役は十月十日教育召集は

月一日獸醫部豫備役は十一月上旬
歩兵第十一聯隊 經理部豫後備役とも九月一日衛生部豫備役は九月三日及十一月上旬將校同相當官は九月三日及十一月上旬後備役下士卒は九月十日

步兵第十一聯隊 經理部豫後備役とも九月一日衛生部豫備役は九月三日及十一月上旬將校同相當官は九月三日及十一月上旬後備役下士卒は九月十日

從來の一年志願兵として終末試験に合格したる者歩兵は四月一日七月一日及十二月一日騎兵は八月一日野砲兵は七月一日電信兵は七月一日輜重兵は七月一日經理部は七月一日獸醫部は十二月一日

備考
二、特に歩兵科(計手適任証書所持者を除く)に在りては豫備役は四週間後備役は二週間召集せらるゝものとす

三、特に必要ある場合は本召集期日以外に召集することがあるべし

◎陸軍簡閱點呼執行規

則の改正に就て

(山口文部報抜萃)

簡閱點呼執行法は地方の状態天候氣象等を顧慮し執行官に自由裁量の餘地を置き陸軍召集規則の改正青年訓練所の發達に應する如く點呼の効果を努めて大ならしむる趣旨を以て改正せられたり其の重なる要點左の如し

一、簡閱點呼の目的は從來在郷軍人をして其の本分を完ふせしむる如く之が指導方法は大差ありませんが今回は主眼點を示し執行官をして其の趣旨精神に基き執行させる様になりまして其の主眼とする所は國家有事の際に處する在郷軍人の用意如何を點検査閱して所要の教導をなすといふことあります

二、從來點呼執行官は聯隊區司令部以外の佐官は歩兵聯隊附の將校と限られありしが此の制限を撤廢せられました

三、學校配屬將校に於て當該學校生徒の簡閱點呼

を執行せらるゝことになりました

四、動員計畫上の必要より在郷軍人の職業調査を徹底的に調査せしめらることになりました

五、呼名點檢は從前と太差なし參會人員多數なるときは二三名同時に前進し一名宛敬禮し氏名の申告を爲さしめらることあり

六、勅諭の奉讀執行官は左の勅諭及勅語を奉讀す明治十五年一月四日軍人に賜わりたる勅諭

七、講演は精神修養に資することを主とし尙ほ在郷軍人としての識能の向上をも考慮して之を行ふものとす

八、學科及術科は努めて各實施事項の間断等を利⽤して之を行ひ主として服役召集其の他軍事に關する必要的事項は既教育者に對しては努めて試問應答的に其の他の者に對しては適宜の方法に依り之を行ふ下士に對しては筆記答解を求める

所要の指導を爲し試間に代ふことを得

術科は地方の状態參會者の素質點呼場の景況等を稽へ之を行ふを有利と認むるときは概ね左の科目に付實施するを例とす

體操簡單なる徒手各個教練及分隊教練敬禮閱兵分列

九、訓示は點呼の成績を講評し其の他在郷軍人をして其の本分を全ふせしむる爲必要的事項を説示するものとす

◎服役又は在營延期

五月十九日陸軍省令第十一號を以て左の通令達せらる

動員部隊に屬する現役豫備役後備役將校同相當官准士官下士現役豫備役後備兵役兵卒(短期現役兵を除く)及補充兵にして現役期間に満つる者は其の服役を延期す

前項の規定は臨時編成部隊に屬し外地に派遣せらるゝ者に之を準用す

本令は公布の日より之を施行す

附 則

一、現役又は在營を延期したる兵卒は除隊の日前各項の規定に依り服役又は在營を延期したる者に付ては左の區分に依り其の延期を解止する日

二、現役又は在營を延期したる兵卒は轉役を命したる日

三、召集中の者は召集解除の日

◎牧第五師團長來萩

五月二十七日夕刻著萩翌二十八日元阿武郡役所内

集會所に於ける徵兵検査の状況を視察したる後萩商業學校及萩中學校生徒の兵式教練を各校に就き親しく検閲の上午後出發歸廣せらる

◎大和艦萩港寄泊

阿武大津の沖合より見島の北方に涉り海面測量の爲作業中の特務艦大和は五月二十七日拂曉入港翌二十八日午後七時半拔錨再び見島沖合に在る淺瀬を實測する爲出航せり同艦長は萩町出身海軍中佐佐田健一氏にして見學者の爲尠からず便宜を與へられたり

◎慰問狀

◎過般來支那山東に出軍中の福田第六師團長に對し萩町長より左の慰問狀を發送したり謹啓今春支那山東に事有りて動亂濟南方面に波及せんとするに方り同地方在留邦人保護の御任務を帶びさせられ閣下は第六師團の獅鷲を御引卒出帥

昭和三年五月十七日

山口縣萩町長 林 勇 輔

草々敬具

◎右に對し山東派遣軍第六師團長より左の挨拶狀到着せり

拜啓 萩町民を代表の上當派遣師團の行動に對し懇篤なる御同情と過分の贅辭を賜はり寧ろ汗顏の至りに存候敵國乃至敵軍にあらざる蠻貊軍に對し忠誠勇武なる我將卒貳百數十名を死傷せしめたる

金貳百圓 昭和三年度補助金

◎公有水面埋立地を字 區域に編入

萩町大字山田の内字金鼻第貳千四百七拾參番地先海面埋立地面積八百六拾貳坪四合七勺を字金鼻の區域に編入するの件過る五月十九日附を以て本縣知事より許可の指令ありたり

土木

◎越ヶ濱簡易水道改築

工事視察

越ヶ濱簡易水道改築工事は着手以來著しく進捗せしを以て臨機水道委員會を召集し五月二十八日午前十時より現場に就き水源池濾過池の工事實況及

水池より導水管に依り淨水場に送水する状況等詳細の視察を遂げ午後二時終了せり

◎町村道改修町費補助交付
萩町西木間區に於ては昭和二年度工費金參千六百圓を投じ延長六百六拾八間に涉り幅員一間五分の道路改修工事を施工せしに依り萩町は右に對し左記の通町費補助金を交付せり

金 壱 百 圓

昭和二年度補助金

通 信

◎ 昭和三年五月分萩郵便局事務取扱狀況

| 種 别 | 前年取扱數 | 本年取扱數 | 増減數 | 通常郵便物引受配達 | |
|-----|-------|-------|------|-----------|--------|
| | | | | 七三、三七 | 三六九、五〇 |
| 小 電 | 二、三七 | 二、三七 | 零 | 五、四四 | 三、五二 |
| 包 電 | 三、七六 | 四、一六 | 八、七五 | 四、七九 | 二、三五 |
| 報 電 | 五、四四 | 六、六一 | 八、五七 | 六、六一 | 五、四四 |
| 受 電 | 二、一九七 | 一、三七 | 八、五七 | 一、三七 | 二、一九七 |
| 附 電 | 三、五七 | 四、一六 | 八、五七 | 四、一六 | 三、五七 |
| 達 電 | 五、四四 | 六、六一 | 八、五七 | 六、六一 | 五、四四 |
| 受 電 | 二、一九七 | 一、三七 | 八、五七 | 一、三七 | 二、一九七 |
| 附 電 | 三、五七 | 四、一六 | 八、五七 | 四、一六 | 三、五七 |
| 達 電 | 五、四四 | 六、六一 | 八、五七 | 六、六一 | 五、四四 |
| 總 電 | 七三、三七 | 八、七五 | 八、七五 | 八、七五 | 七三、三七 |
| 全 保 | 一 | 一 | 零 | 一 | 一 |
| 險 金 | 一 | 一 | 零 | 一 | 一 |
| 年 口 | 一 | 一 | 零 | 一 | 一 |
| 掛 額 | 一 | 一 | 零 | 一 | 一 |

| 全 保 | 險 金 | 年 口 | 掛 額 | 總 額 | |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | | | | 口 數 | 金 額 |
| 全 保 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 險 金 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 年 口 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 掛 額 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |

前年の通常郵便物引受數に於て甚しき增加を示せるは大阪毎日新聞新八景募集の爲なり

衛 生

◎ 臨 時 種 痘

本町に於ては五月六日より全二十七日まで二十一日間に涉り町内二十五箇所に接種所を設け臨時種痘を施行せり其の状況左の如し

| 接種者 | 萩人 | 椿東 | 椿山 | 田計 |
|------|-------|------|------|---------|
| 八、三五 | 五、三〇六 | 二、〇四 | 二、五七 | 一、八、三〇八 |

| 現住人口 | 四、七六 | 九、四六 | 二、六六 | 四、〇四 | 三〇、九三 |
|--------|------|------|------|------|-------|
| 對スル百分比 | 毛 | 妥 | 丸 | 奇 | 毛 |

◎ 昭和三年一月以降傳染病患者數

| 五月中發生數 | 四 | 生月 | 發 | 數迄 |
|--------|----|----|----|----|
| 計 | 一一 | 一一 | 一一 | 一一 |
| 猩紅熱 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 實扶的里亞 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 赤痢疑似 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 腹室扶斯 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 赤 痢 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 猩 紅 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 計 | 一一 | 一 | 一 | 一 |

人 事

◎ 戸籍ご身分關係 (其の三)

養子縁組に就て

養子縁組は當事者の一方をして他の一方の嫡出子たる身分を取得せしめ且つ其の家に入らしむることを目的とする行爲である即ち祖先崇拜の觀念に基づき一家の繼續を重んじ家督相續人たるへき者を闕きたるときは此の養子縁組に依り一家の斷絶を爲さしめざる様にとの主旨である故に養子縁組は血族關係なき者が養親と養子との間に於て縁組の日より實親子と同一の親族關係を生せしむるもので其の養子縁組を爲すには左記の要件を心得て居らねばならぬ

- 一、家族が縁組を爲すには戸主の同意を得ること
- 一、婚姻又は養子縁組に因り他家に入りたる者が更に縁組に因り他家に入り養子と爲らんとするには嫁家又は養家及實家の戸主の同意を得ること

と
一、夫婦か共に養子として他家に入る場合は夫に
対する其の家の戸主の同意を要するも妻は夫に
對する其の家の戸主の同意を要するも妻は夫に
隨ひて他家に入るもの故別に妻の實家の戸主の
同意を要せず
一、他家に入りて養子と爲らんとする者は法定の
推定家督相續人及戸主に非ざること
一、外國人を養子と爲すには内務大臣の許可を得
ること
一、成年に達せざる者は養子を爲すことを得ない
一、尊族又は年長者は之を養子と爲すことは出来
ない
一、法定の推定家督相續人たる男子ある者は男を
養子と爲すことは出來ない但し女婿と爲す爲に
する場合は差支へない
一、後見人は被後見人を養子と爲すことは出來な
い但し其の任務が終了し管理の計算を終へたる
後は差支ない
一、配偶者ある者は其の配偶者と共にせなければ

養子を爲し又は養子となることは出來ない但し
夫婦の一方が他の一方の子を養子と爲すには他
の一方の同意を得ればよい
一、成年の子が養子を爲し又は満十五年以上の子
が養子と爲るには其の家にある父母の同意を得
ること但し繼父母父は嫡母が子の縁組に同意せ
ざるときは子は親族會の同意を得ねばならない
父母の一方が知れざるときは死亡したるとき家を
去りたるときは又は其の意思を表示することが出
來ない場合は他の一方の同意にて足る父母共に
知れざるときは死亡したるときは家を去りたるとき
又は其の意思を表示することが出來ないときは
未成年者に限り其の後見人及親族會の同意を得
ねばならない

● 萩町人口動態

| | 婚 | 姻離 | 婚出 | 生死 | 亡死 | 産 |
|-------------------|-----|----|---------|-------|----|------|
| 五月 中 | 五 | 一 | 八 | 九 | 九 | 五 |
| 累 一月以降 | 二七四 | 二七 | 六三九 | 四一三 | 一九 | 四 |
| 百 歳 以 上 | 萩 男 | 女 | 二 人 | | | 一 |
| 九 十 歲 以 上 | 萩 男 | 女 | 二 人 | 椿 東 男 | 女 | 一 人 |
| 八 十 歳 以 上 | 萩 男 | 女 | 三十二人 | 椿 東 男 | 女 | 五十二人 |
| 総 数 二 百 九 十 二 人 内 | 男 | 女 | 八 十 二 人 | 椿 男 | 女 | 一 人 |

右の内九十歳以上の者の住所氏名を左に掲ぐ

| | | | |
|----------|---------|----|----|
| 堀内第二區 | 戸主忠一母 | 西村 | トリ |
| 濱崎町第一區 | 戸主三十郎母 | 有光 | ハル |
| 小畠浦第二區 | 戸主傳八母 | 上田 | ツヤ |
| 平安古第二區 | 戸主 | 松浦 | モト |
| 樽屋町今魚店町區 | 戸主一男曾祖母 | 小橋 | タキ |
| 松本市區 | 戸主 | 重村 | フユ |

● 高齢者調

萩町現住者にして過る五月三十日現在八十歳以上
の高齢者數左の如し

| | 男 | 女 | 計 |
|---------|---------|-------|---|
| 土原第一區 | 戸主恭男祖母 | 田原 チヨ | |
| 平安古町第一區 | 戸主ヨシ母 | 重富 ユリ | |
| 舟津區 | 戸主兵二郎母 | 金子 タケ | |
| 大屋區 | 戸主忠次郎祖母 | 佐々木ヨシ | |
| 鶴江第二區 | 戸主幸太郎父 | 小藪 芳松 | |
| 越ヶ濱第六區 | 戸主喜八祖父 | 秋田五郎吉 | |
| 土原第一區 | 戸主磯太郎母 | 谷井 アサ | |
| 吉田町區 | 戸主 | 中尾 山介 | |
| 熊谷町區 | 戸主 | 山根 サヨ | |

| | | |
|--------|--------|-------|
| 濱崎町第三區 | 戸主 | 井町惣十郎 |
| 舟津區 | 戸主清一祖母 | 長富 フサ |
| 沖原區 | 戸主興介祖母 | 伊達 キヨ |
| 倉江區 | 戸主耕作祖母 | 岡 ハツ |

社会事象

慈惠救濟

◎要救助者死亡

當町に於て救助中なりし藤ヶ瀬區新見磯次郎は五月十七日病死せるに付葬儀費として同區長役場へあて金七圓を送付せり

◎萩町窮民に菓子料施與

大阪市在住古橋サク子氏は此の程亡父女の法要執行に際し追善の爲當町窮民三十二名に對し菓子料として各金一封を施與されたり

萩佛教團主催萩町の後援に依り五月五日より三日間萩別院會館に於て第二回萩町兒童愛護デーを開催せり

五月五日幼兒診査大正十五年六月一日生より昭和二年十二月三十日迄の幼兒を診査す、受診幼兒百五十一名

幼兒相談幼兒の衛生保健等に就き相談に應す、相談相談者二十五名

婦人相談婦人の衛生保健等の相談に應す、相談者三名

五月六日歯牙診察町内各小學校尋常科二學年及び双葉幼稚園兒童の歯牙を診察す、受診兒童數七百九十五名

五月七日選獎式午後二時より發育優良幼兒選獎式を舉行す、渡邊曜朗師の式辭審査長玉木醫師

司法及警察

◎受刑者

萩町に本籍を有する者にして本年四五兩月中關係司法裁判所より受刑の通知を受けたる者左の如し

四月 中

| 罪名 | 人 | 員 |
|------------|----------|-----|
| 萩町に現住する者 | 萩町に現住せる者 | 計 |
| 機船底済漁業規則違反 | | |
| 賭博 | | |
| 横窃 | | |
| 衆議院議員選舉法違反 | | |
| 陸軍々人服役令違反 | | |
| 計 | 一一三 | 一一一 |
| 計 | 一一二 | 一一一 |
| 計 | 一一三 | 一一一 |
| 計 | 一一四 | 一一一 |
| 計 | 一一五 | 一一一 |

| 罪名 | 人 | 員 |
|------------|----------|-----|
| 萩町に現住する者 | 萩町に現住せる者 | 計 |
| 機船底済漁業規則違反 | 二 | 一 |
| 賭博 | 一 | 一 |
| 横窃 | 一 | 一 |
| 歯科醫法違反 | 一 | 一 |
| 銃砲火薬類取締 | 一 | 一 |
| 法違反 | 一 | 一 |
| 計 | 八三 | 一一一 |
| 計 | 一〇六 | 一一一 |
| 計 | 一八九 | 一一一 |
| 計 | 一五一 | 一一一 |
| 計 | 一六一 | 一一一 |

◎免囚保護事業後援會開催

本縣免囚保護事業協會は縣下各地の免囚保護會と

協定して一つは免囚保護事業の内容宣傳の爲一つには該協會基金募集の爲當町免囚保護協會及萩佛教團を主催者とし萩警察署及萩町後援の許に去月十七、十八兩日に亘り浪界の名人吉田奈良丸外數名の應援を得町公會堂に於て浪花節講談の外杉本山口地方裁判所檢事正並齊藤山口刑務所長の講演等あり貳日間を通じ來會者二千數百名に達し盛會を極めたり

◎陪審員の職責に關する
講演會

五月二十九日萩町公會堂に於て萩區登記所管内に於ける町村長陪審員候補者其の他一般の聽講者を集め来る十月より實施せらるべき陪審制度中陪審員の職責に關し矢崎山口地方裁判所長より詳細な講話ありたり其の要旨は次號以下の本報に掲ぐることとす

◎萩町社會課の投書函を
調へて見れば

五月中の分

希　望　事　項　件　數

笠山登り口の表示

撒水の設備

新堀川の清潔

越ヶ濱道路の擴張

萩驛前に大地圖の掲出

萩驛前に案内所設置

講　演

◎萩町に於ける高橋郁郎先生の
夏橙に關する講演筆記(其の二)

世界の大勢は以上の通りであるが日本に於ける山口縣の地位は明治四十二年頃には毎年全國の三割六分に當る四百萬貫内外の生産であつたのが漸次低下して三割となり最近は非常に減少して二割三分となり遂に二割内外とまでなつた此の點から見ると山口縣の產額が低下し之と反対に他府縣の產額が著しく増加進歩したのである即ち全國の產額は四十二年の約一千一百萬貫が十八年後の大正十五年には約一千八百万貫となり大凡五割の増加を示してゐるのに山口縣の夏橙は十八年前と約同貫當り拾四錢一厘であつたものが大正十四年に參

拾六錢六厘となり十六割一步の増加率をなし二倍半にまで騰貴してゐるにも拘らず夏橙は大正四年の拾錢五厘のものが大正十四年に貳拾錢參厘即ち漸く二倍になつたに過ぎぬ尤も昨年末靜岡縣の溫州が貫當り拾四錢内外に下落した如きは例外として夏橙は他の柑橘より生産の増加もない其の上他の柑橘の如く競争の尠ない割合に價格の増加率の低いことは事實が明かである夏橙は斯くの如く價格の暴騰の専いのは何故か値段の騰り方が如斯遅いのは又如何にと云ふに今日では其の需要が専くなつたからである即ち以前の如く賣れ行きを示さないからである換言すれば他の柑橘の如く買手が付かないからである要は夏橙の商品化としての價值が低落したのである茲に於て夏橙栽培家は大いに考へねばならない夏橙をして引き合ふ様にするには如何なる方法をとるべきか何んとかして夏橙を高價に賣る方法を考へねばならない今日では百匁以上の夏橙を山の如く盛り上げて店先に陳列してあつても見向く人もなく手の付け様もない二十年以前なれば嗜好に適したもか知れぬが今は斯

の如く世が進歩するにつれて夏橙の地位が下るのである故に果物屋は丸で夏橙を問題にしない店頭に飾らない、其の結果一流の市場では他の柑橘に比し賣行悪しくハツビでは良いが御召しでは柄に合はないから世間から捨てられる様になる即ち今日では今少し立派でもつと上品な味の良い高尚な柑橘が幾らも店頭に出で夏橙の如く食ひ様のないものは見向く人も渺ない様になつたのである以前は他の柑橘が悪るくて産額も少く夏橙は柑橘中の首位を占めて居たのであるが今日では他の柑橘が皆改良せられて立派なものが相當多く比較的安く供給せらるゝ様になつたから夏橙は市場から捨てられて顧みられない状態になつたのである従つて他の柑橘の地位が昇つて夏橙を逐ひ越して了つたのである今日各地から東京市場へ澤山の夏橙が出来荷されてゐるが其の中東京市民の口に入るものは果して其の幾割あるかである其の大部分は更に東北とか北陸とかの田舎へ轉送せられ其の地で始めて人の口に入るのである如斯時勢の進歩につれて夏橙は漸次都會の地の消費は減少し是れが爲需要

改善を施すならば必ずや需要は増して販路は擴まり價格は高騰するのである彼の慶大醫學博士矢部專之助氏に依つて証明發表されたる如く夏橙にはヴィタミンBを含むこと大なるが故に脚氣に大効あると云ふ一事丈けでも前途に光明を放つに足るものがあると思ふ由來ネーブルにはヴィタミンCを含むこと大なりとせられてゐたが夏橙はヴィタミンBを含み居り矢部博士は一顆の効能はよく脚氣注射薬五本乃至六本を注射せるに相當すると云はれて居る或時矢部博士は衝心性脚氣患者五人に就き之を試験したるところ三名は夏橙のみの食用によりて治癒し得たるもの之を用ふることを得ざりし二人は不幸にして死亡したとのこと又二百人の患者に就き毎日夏橙三個をのみ與へて試験したるところ之れ亦二百人全部が治癒せりと云へり其他動物に付ても同一の結果を得たりと發表せられてゐる、これ等は夏橙栽培上大いに力強く思はれ且つ利用すべき點である、而して宣傳上これ等の點の利用方に就てはアメリカの柑橘栽培家は頗る機敏である、アメリカの栽培家はカリフオルニヤ

が狭ばまることになる併し是れは又餘りに悲觀するの早計に失するのである、然らば之れが發展策は如何にと云ふに從來の如く、只皮を剥いて食べると云ふことだけでは駄目である只皮を剥きて食べる以外今少し食べ方の研究によつて需要を増し得る運命を有するものであることは生活の程度が高まるのにつれ食物の嗜好が變り上品な調理法を施したもののが珍重せられて來る傾向を有するによりても明かな譯である、依つて夏橙もその調理法を改め上品に高尚に食へる様に研究指導して行くならば漸次に需要は増して價格も引き合ふ様になるものである、此の點は大いにアメリカに學ぶべきである、而して食物といふものはそのものゝ栄養的價値は少くともその調理法に於て多數の嗜好に適しきの上販賣法が宜しくて宣傳の上手なるが爲大いに需要を増加するの時代に於て夏橙の如く其の栄養的價値は他の追従を容さざる程絶大なる成分を含んでゐることを宣傳し調理法に付ても亦大いに

の大學生に向つてオレンジの栄養試験を依頼し其の結果を印刷物として全國的一般に配布し宣傳に努めてゐる此の試験によるど小學校兒童を其の平均体重により四五の組に分ち毎日午前十時を期し一組にはネーブル一顆を與へ一組にはオレンジ汁に砂糖を加へたものを與へ一組には牛乳を一合五勺宛を與へ一組には何も與へないで置いた、斯くして八週日の後体量を調査したるところネーブルを與へたる組は一人平均体量一三九七キログラムを増加し牛乳組は平均〇・九四五キログラムを増し何も與へざりし組は〇・六九〇キログラムを増加した斯く學術上に於ける栄養價値より判断され從來より榮養價値渺しと考へられたるネーブルを與へたる組が牛乳を與へたる組よりも優れて居る云ふのは牛乳に含まれて居らぬ、ヴィタミンをネーブルが有して居る且つ食物の消化を助くるからして食慾が旺盛となり活動を増すこととなると云ふのである

如斯アメリカは巧みに販賣宣傳をしてゐるが夏橙栽培家も是等の發表は自家賞讃では無い殊に脚氣

患者は夏橙を必需品とするなれば前述の如く夏橙一個は注射五本に等しい結論になる假に注射一本を一圓と見積れば夏橙一個は五圓の價値がある是等に關しては大いに宣傳を試みる必要があり而して大いに需要の途を拓くべきである尙ほ一面に於ては經營方法を改善して增收を圖るべきである、今日の夏橙問題は價格の騰貴を圖り以て栽培家の收入を計ることである、而して價格の騰貴を圖るには個人の力にて出來得るものではないから組合を設けて共同の力にて行ふべきである夏橙の價格向上を計るには消費を増さしむることである、此處に於てか消費の方法即ち調理方法を改良し食い方を更へ如何なる階級にも向く様に考案して行くならば益々消費を増すことは必然である、アメリカの組合にては此の意味に於て調理方三百餘種を記述したるものを一冊の書物として何人にも無代で配布しオレンジに對する需要を喚起せしめてゐる、外毎週新研究に依る調理方法を印刷に附し廣く一般に之を配布してオレンジに對する食欲をそゝつてゐる其の爲めカリフォルニヤ洲

も多くの食せしめ消費を増す様に宣傳して居る夏橙も從來の様に肉に砂糖を付けて喰る様なことでは到底スッパイものであるから値が騰らない値段の向上は他の柑橘に比して段々悪くなる故に此際消費を嵩むる宣傳には調理法を加味した營養價値の宣傳が大いに必要である需要を嵩め販路を擴張するならば生産を二倍三倍にすることは容易である而して栽培方法の改善を圖ることが最も急務である

山口縣の夏橙產額は明治四十二年頃から年に依り多少の増減はあるても大體に於いて減じつゝある是れは萩の產額が減少したのである、翻つて全國の產額を調査して見ると近時長足の進歩をしたるものには愛媛、和歌山、廣島縣があり明治四十二年頃から其の產額は五割以上も増して居り又是等の諸縣は何れも品價が改善されてゐる元來夏橙と云へば萩を以つて第一位とし、私も以前九州に居つたことがあるが夏橙は萩、萩は夏橙として知らしめられてゐた、各市場に於ても愛媛產も和歌山

に於ては年間驚く勿れ貳百四拾萬圓即ち生產額の約二割方の宣傳費を遣つてゐる、是等の点は夏橙にも應用する必要があると思ふ、彼のアメリカのグレーブルドの喰ひ方を今朝夏橙に就て試みに三種を調理して見たのである、一は夏橙を横に中央より切半し小刀で核を取り去り次ぎに果皮に添ふて皮を傷付けぬ様に肉を切り離し更に肉を匙ですくひ得る程度にして砂糖を入れ更にウイスキーなり白葡萄なりを注ぎ入れて數時間其の儘に爲し置き味の浸み渡つた頃食すれば一皿參拾錢位の値段は充分にある、次は夏橙の皮を手提籠形としたもので肉を白葡萄酒なり、ウイスキーなり、砂糖水なりで味を付け、更に輪切りバナナを加へそれを盛つたものである、これも食べ易く立派なもので一皿四五拾錢位に見ゆる其の三は夏橙を一夜砂糖水に浸し味を付けたものに輪切りバナナを加へチシャを取り合せたものでなまなか魚の刺身よりは氣が利ひてゐるこの三種は只ほんの其の一例に過ぎないがアメリカには如斯料理專問營養學專問の雑誌を一年一回どころか一週一度は發行して一個で

は亞米利加が世界第一であるが、之を眞似することは到底出来まい、亞米利加では何れの程度迄新智識を應用し又は文明の利器を利用してゐるか、其の一例を擧げて見ればカリフォルニヤ洲は日本より暖かいロスアンゼルスの氣温は丁度冬の極寒の一月が山口縣の三月頃の氣候と似てゐるから總ての常綠樹はその成長を休止せない即ち樹液が固まらない故に五月頃になつて雪が降ると如何なる作物でも寒害を被ると同様亞米利加に於ても冬眠りせず成長を續けてゐるから少し強ひ寒氣が來ると忽ち寒害を被るのである、殊にこの寒氣は大陸的氣候の常として急激にしかも年一回か隔年に一回かは必ず襲ひ来る年に依ると十回もこの寒害に見舞はるゝ事もある、而してカリフォルニヤ洲の柑橘園には一反歩に二十本しか栽植されてゐない故に一本に各一台の石油ストーブ即ち二十個が備へ付けられ更に石油の經濟を計る爲に園の所々に警報寒暖計が備付けられてある、而して氣温が三十八度以下に降れば寒害に罹るから三十度にも降れば警報寒暖計から電流に依つて栽培家の枕許

は一切使用しないしかもこの動作は園内只一ヶ所の開閉辨一個の開閉に依つて自由に雨を降らすことが出來又止めることも其の量の加減も自由自在に出来る仕掛になつてゐる、日本の栽培家は斯かる完全なる設備は出來ない迄も尙ほ栽培上改良すべき點は多々あると思ふ、私は今日山口縣夏橙栽培家が其の園の面積を増すことなく只栽培上の改良のみに依つて今日の五倍以上の收穫を收め得ることは至難でないと思ふ、又販賣方法の改善に依つて其の價格をも今日の二倍以上に向上せしむることも不可能ではないと思ふ、斯くの如く栽培法販賣の改善に依つて今日の拾倍以上の収益を見ることは必ずしも痴人の夢を説くものではない、栽培法と販賣法とには今尙ほ頗る改善を要する餘地の存在してゐることを認めてゐる

珍とするに足らぬ、百參拾圓位のものも澤山あるこれ等は何れも皆反當り一千圓近くの收穫を得てゐる夏橙に對しては何程の肥料を必要とするか今尙ほ適確なる調査を了へてゐないが、大凡の見當は著け得らるゝ茲に樹勢の旺盛なる二十七年生で高さ一丈横張り一丈三尺七十五本柱元のものに付いて試験したものと表示すれば

| 夏橙樹の重量新生長及肥料成分量 | | | | | |
|-----------------|-----------------------|-----------------------|------------------|-----------------------|-----------------------|
| | 全量 | 新生長 | 窒素 | 磷酸 | カリ |
| 葉 | 五 貫 三 八 七 | 三 貫 二 三 | 〇 貫 四 五 | 〇 貫 〇 〇 八 | 〇 貫 〇 〇 九 |
| 枝幹 | 一 九 八 九 | 二 八 五 | 〇 三 | 〇 〇 三 | 〇 〇 一 |
| 根 | 一 九 八 九 | 二 八 五 | 〇 三 | 〇 〇 三 | 〇 〇 八 |
| 果實 | 二 四 四 七 三 | 二 四 四 七 三 | 〇 四 一 | 〇 〇 一 | 〇 〇 五 |
| 計 | 充 六 八 | 三 貫 三 五 | 一 三 | 〇 〇 五 | 〇 〇 八 |
| 反當 | 一 | 九 八 五 | 一 八 七 | 六 六 七 | |

右の調査に依ると新生長の割合が其の葉に於ては全量の六割枝幹及根の新生長は各二割に相當してゐる而して其の肥料成分の消費の主なるものは貳拾四貫外の果實も五貫外餘の葉に多く消費されることを發見するそこで果實は主として水分である

迄之を報ずることになる、栽培家は第何號の警報信號であるからにて直に自動車を駆つて第何號の園に走りストーブに點火するストーブはよく十度以上も増し得るからストーブなき園外が二十度に下降しても園内は三十度内外である從つて寒害を被る患はない、年に十回この寒氣が來れば十回ストーブを焚いて寒害を防ぐ如斯アメリカは文明の利器を利用し科學の應用はこの防害設備丈けでも日本のそれは百年位遅れてゐる、其の他學術を應用して收穫を増し得る餘地は尙ほ澤山ある日本を除くの外の諸國は皆如斯であるが殊に亞米利加は夏季降雨が少ひので自然に任せて置いたら柑橘は寒害と同様な被害を受くるからそこで一週に一度乃至十日に一度は必ず一回水を灌いで園内を霑はすこの灌漑には灌漑會社なるものがあつて地勢に依つて夫々料金が定められ園内には鐵管を以つて給水されるのである、最も進歩した設備では園内全部に鐵管が敷設せられ所々に塔を立て此の塔より人工の雨を降らす又ボルドー液其の他の薬液も此の塔を利用して液の雨を降らしており噴霧器等

に反し葉は人体の胃腸に等しき働きをして根より吸收せられたる養分は一度葉に入りて空氣と日光との助けに依りそこに同化作用が營まれ再び根に入りて根を張らせ或は幹を太らせ或は新葉となり或は果實となるのであるから葉は最も大切であり葉は最も多く養分を必要とする故に葉が完全に出来ないと樹も成長せず果實も結實しないことになる良い葉を多く發生せしむることは柑橘栽培上最も必要な條件である然らば此の葉の壽命は元來何程であるかと云ふに夏橙に於ては其の試験をしたもののがないが、アメリカでオレンジに就て調査したものに依れば早きものは數ヶ月最も長きもので三ヶ年の壽命があり平均して約十五ヶ月位である夏橙も略これに似てゐると推察される、然らば今此の葉の壽命の十五ヶ月を十八ヶ月に延ばし得るとせば二割以上の肥料を節約して同一の果實を得ることが出来る様に思はるゝも是れは決して此の理屈には行かぬ、葉は手入れが行き届き樹が

温州蜜柑に於ける要素試験成績(毎年十二月下旬の調査)

| 施用肥料 | 生長量 センチメートル | 收量 | | | 累計の主成分 | | 腐敗 | 備考 |
|------|----------------|----------|----------|-----------|--------|----|----|-----------------------|
| | | 重量 市石 | 顆數 千粒 | 枸橼酸 全糖 | 糖分率 | | | |
| 無肥料區 | 0.73 | 三三 | 五 | 一 | 一 | 一 | 二% | 生長量は大正十年より十二年に至る幹の大きさ |
| 無窒素區 | 0.74 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 收量は大正十、十一、十二十三年の間の合計 |
| 無磷酸區 | 1.17 | 二、二五 | 三六 | 一 | 一 | 一 | 一 | 果汁の主成分は大正十二年産のもの |
| 無加里區 | 1.52 | 一、四五 | 二五 | 一 | 一 | 一 | 一 | |
| 完全區 | 1.97 | 四、〇九四 | 五〇 | 二九 | 九六 | 八七 | 七 | |

この試験は完全な無肥料區を作るため畑土で行はず山の内部の處女土を用ひ一區五本宛五區分を鉢植として行つた今此の成績に依つて枝幹と肥料との關係を見るに枝幹繁茂の爲には窒素が最も必要であつて無磷酸區は完全區と同一の成長をなしてゐる枝幹伸張と加里とは左程深い關係を有せず磷酸も亦加里以上に枝葉との關係薄きを知る更に收量と肥料との關係を見るにこれ亦窒素が最も深き關係を有するものである、最後に肥料と品質との關係及肥料と腐敗との關係を見るに品質に於ては無加里區のものが糖分率が最も高いが是れは砂糖の多いのではなく酸が少いのである、風味の良否は

旺盛に發育し肥料が増施される程壽命が短かく新陈代謝が早々成育が旺盛となるものである、之に反し手入が不完全で而も肥料が不足すれば樹葉は更新されず從つて同化作用も不充分で葉の壽命は長くなるのである此の葉を養成し果樹の活動を促すのみにても相當の肥料を要するものであるから反當り普通七八十圓少くとも五十圓の肥料を施す必要がある現在の收穫を三倍乃至五倍に増加するのは此の肥料の増施で充分出來ることゝ思ふ、殊に増施肥に依つて寒害も相當防き得ることが出来るものである、前表に依ると磷酸成分は少ひから施す必要はない様であるが窒素磷酸加里の必要は夏橙のみではない、各作物とも大略右様の結果であつて而も配合する必要は他に種々なる事情があるものである、今温州蜜柑に付て三要素と收量其の關係を調査したるもの表示し之れを夏橙に應用しても大なる誤りはあるまいと思はる。

糖分率に依るものにあらずして摘採後漸次酸は減少するものである、此の點は貯藏に於ける分析が無い爲め不明である、更に腐敗の多少は肥料配合の如何に依るもの多く殊に加里肥料は腐敗に多大の影響あるものゝ様である故に成分の各種配合を必要とする所以も此處にある而して貯藏に就ても空氣の必要ある所以は果面にゴムを張り腐敗を防止せんとして反つて呼吸作用を害し枯死せしめたこともある、尙ほ炭酸瓦斯中に入れ腐敗を招きしことも同様呼吸作用に依るものと認めらる。

柑橘は收穫後と雖活きてゐて絶へず呼吸作用をなす而して其の變化は收穫後翌年の二月から四月迄は概して成分が分解して含有する酸は減少するも

のであるが、砂糖分は増加するものである、元來酸は樹より採取すれば漸次に減少するものであるが貯藏後の分折に付ては目下調査してゐない、而して糖分率の高いのは砂糖分の多いのではなく酸が少ないのであり、風味の良否は又糖分率に依るものではありませんが、甘くて糖分率の濃厚である必要はありません故に先づ平均して云ふならば施肥は完全區が最も良い譯となり甘くても糖分率の良くなきものは澤山あります。

腐敗の多少は肥料の配合に依ること多く殊に加里肥料は腐敗に重大なる影響あるものゝ如くである故に從來より増施の要あることは認められこれ以

| 要素區別 | 温州蜜柑要素試験主成分量 | | | 大正十一年產 |
|----------|--------------|------------|------------|------------|
| | 無窒素肥料區 | 無磷酸肥料區 | 無加里肥料區 | |
| 窒素磷酸加里 | 枸橼酸 一七五七 | 全糖 一〇二三 | 糖分率 五五五 | 枸橼酸 一九〇 |
| 樹數 | 一七八四 | 九七八四 | 五七 | 一七八四 |
| 重量 | 九四六 | 九五二 | 一 | 九五二 |
| 平均 | 九四六 | 九五二 | 一 | 九五二 |
| 枸橼酸 率 | 一七五七 | 一 | 一 | 一 |
| 全糖 率 | 一〇二三 | 一 | 一 | 一 |
| 糖分率 | 五五五 | 一 | 一 | 一 |

| 要素區別 | 温州蜜柑要素試験主成分量 | | | 大正十二年產 |
|----------|--------------|-----------|------------|------------|
| | 無窒素肥料區 | 無磷酸肥料區 | 無加里肥料區 | |
| 窒素磷酸加里 | 枸橼酸 一三六七 | 全糖 一三三 | 糖分率 一三三 | 枸橼酸 一九四 |
| 樹數 | 一三三 | 一 | 一 | 一 |
| 重量 | 九七七 | 九七七 | 一 | 九七七 |
| 平均 | 九七七 | 九七七 | 一 | 九七七 |
| 枸橼酸 率 | 一三六七 | 一 | 一 | 一 |
| 全糖 率 | 一三三 | 一 | 一 | 一 |
| 糖分率 | 一三三 | 一 | 一 | 一 |

| 要素區別 | 温州蜜柑要素試験主成分量 | | | 大正十三年產 |
|----------|--------------|------------|------------|------------|
| | 無窒素肥料區 | 無磷酸肥料區 | 無加里肥料區 | |
| 窒素磷酸加里 | 枸橼酸 一三九二 | 全糖 一三九二 | 糖分率 六五五 | 枸橼酸 一六六 |
| 樹數 | 九二六 | 一 | 一 | 一 |
| 重量 | 八六四 | 一 | 一 | 一 |
| 平均 | 九二六 | 一 | 一 | 一 |
| 枸橼酸 率 | 一三九二 | 一 | 一 | 一 |
| 全糖 率 | 一三九二 | 一 | 一 | 一 |
| 糖分率 | 六五五 | 一 | 一 | 一 |

以上で收量其の他酸の多少は今迄の説とは同一に爲つてゐらぬことになる茲に於てか肥料配合の必要が起り更に各要素の收量と品質及腐敗等の關係を知らする爲其の試験成績を示せば

各要素の用賀試験成績

| 要素區別 | 果汁の主成分 | | | 腐敗 |
|----------|-------------|------------|------------|------------|
| | 樹數 | 重量 | 平均 | |
| 窒素磷酸加里 | 枸橼酸 一七五七 | 全糖 一〇二三 | 糖分率 五五五 | 枸橼酸 一九〇 |
| 樹數 | 一七八四 | 九七八四 | 九五二 | 一七八四 |
| 重量 | 九四六 | 九五二 | 九五二 | 九五二 |
| 平均 | 九四六 | 九五二 | 九五二 | 九五二 |
| 枸橼酸 率 | 一七五七 | 一 | 一 | 一 |
| 全糖 率 | 一〇二三 | 一 | 一 | 一 |
| 糖分率 | 五五五 | 一 | 一 | 一 |

の必要なしと云ふ事になつてゐる只窒素さへ施せば柑橘は幾らでも收穫が出来得ると云ふことになつてゐる然れ共施用肥料の成分と肥料の配合率とは國に依り地方に依り相違するのは土質が違ふからである是等の土質には磷酸加里は多量に含有してゐるから補充の必要はないが日本の土壤には磷酸加里の含有量は少ない、よし又含有してゐても不溶解の成分となつてゐるからである故に磷酸加里の施用量はアメリカに比して四五倍も施用し窒素に於ても相當施肥の必要は勿論であるカリヲルニヤ洲に於ては窒素さへ施せば良いことになるが有機物施用として堆肥綠肥は一本當り五六十貫も施してゐるフロリダ洲は日本と一致してゐて磷酸加里を施用する必要があり加里の問題では日本と同様な成績が一致してゐる併し乍ら日本は溫度が比較的高く雨も亦多いから土壤中の肥料分は雨水のために溶解せられて流失するものが多き故外國の如き雨の少い所の試験成績をそのまま應用すると失敗する

以上の結論として試験の結果に依るときは糖分率

の高き甘いものを目的とするならば燐酸を増して加里を減じ又酸の強きものを希望するならば加里の増施を必要とする即ち燐酸は全糖を増し加里は枸橼酸を増すものと見らるゝ學者に依つては窒素も燐酸加里と同様の働きをすると云ふものもあるが窒素は味に關係がないものの様であるが收量に及ぼす影響は頗る大であるから必ず増施せねばならぬ大切な肥料である而して肥料の配合は其の栽培者の目的に依つて相當加減する必要がある即ち市場に早く出す目的ならば燐酸を減じ貯藏用又は樹に置くことを主眼とする場合は加里を増す等夫々その目的如何に依つて肥料配合法に注意し變更する必要がある故に栽培の目的に依り肥料の配合割合を假定せば次の如し

要素施用割合假定表

| 區別 | 窒 素 | 燐 酸 | 加 里 |
|---------|-----|-----|-----|
| 收 量 本 位 | 六五 | 六〇 | 六五 |
| 品 質 本 位 | 五〇 | 六〇 | 六〇 |
| 早 熟 本 位 | 六五 | 四五 | 四五 |

の上には差したる相違を見ざりしも採收に當り三十人の使用人夫は何れも此の加里を施用した園に於ては鍊を入れるゝに當り普通は二反歩採收しても鍊は磨がないが度々鍊を磨いて採收したとのことで之れに依ると樹を堅くすると云ふことは間違なく故に一朝寒氣に當りても之れに耐ゆる力を増大し病蟲害に對する抵抗力も強くなり總ての外界の悪變に對する抵抗力を増し其の爲か春發生の甚だしき蚜蟲の被害の如きも大いに相違を見た故に樹を丈夫にする點に於ても加里は必要な成分である

以下次號

雜 事

◎慰 問 袋

帝國軍人後援會萩町婦人團及萩町大正會の發起に依り左の趣旨を以て山東派兵に對し慰問袋を送付することなれり多數の御應募を望む

吾萩町出身福田中將閣下の統卒せらるる熊本第六師團は濟南在留邦人保護の爲山東に出動して居ます支那南軍の暴狀鎮撫の爲に事變勃發の五月三日以來勇敢に其の任務を遂行して居ます。今亦名古屋第三師團は出動中であります刻々に報せらるゝ情報に胸を轟かして其の暴戾殘虐の模様に齒噛みして居る次第であります、不幸にして其の毒刃にかゝつた御氣毒千万な同胞二百有餘名の負傷者は濟南病院に收容中であります、最早や山東地方は暑氣が甚だしくて塵埃は濛々物資の供給は誠に困難不充分の内に日夜不眠不休で南軍掃蕩の爲に亦在留同胞の保護の爲に實に涙ぐましい奮闘を續けて居ます、情報を耳にする毎に血肉躍り感慨は無量であります何で私共奮起せず居られませう、微力ながら私共團體は發起者となりまして町當局の御後援に預り聊かなりとも雄々しき出征軍人の方々の勞苦を慰めたいと廣く慰問袋を募集して速かに輸送したいと存します、何卒私共の意のあるところを御賛同下さいまして御寄託の程切に御願

ひ申します

附記 帝國軍人後援會萩町婦人團員へ特に申上
ます御入團の際醜金として金壹圓頂戴し
て居ますが是れは萩町在住の遺家族の慰
問救護に充つるためでありますから此度
は使用する譯に參りません故左様御承知
下さいませ

發起者

帝國軍人後援會萩町婦人團

後援者

萩 町 大 正

役

場 會

◎感 謝

○萩人形の創作に就て
萩人形に付ては古き歴史あるにより豫て其の道に
造詣のある數氏に依嘱し土工木工の二種類共試作
中のところ漸く其の曙光を認めたるを以て萩觀光
客の土產品たらしむる爲薄利多賣を唯一の條件と
して目下試賣中に在り、土工作品中吉田松陰先生
に因みあるものは先生誕生地附近の粘土を以て作
土とせるものにして且つ其の製品は商品として取

同僚間の修交を兼ね吏器の達成に資する爲萩明吏
員を以て巴城會と稱する研修機關を組織し過る五
月中僅々一二回の研修會を催したることが誰言ふ
となく外間に傳はりたると見ゆ町内の或特志の方
は此の趣旨に賛襄の餘りに此の程態々町長を町衙
に訪ねられて曰く幸に斯の會に於て有益なる講義
録又は雑誌の類を購讀する様のこともあれば萩町
の爲として同會に對し毎月或定額の費用を寄付す
る旨出でられたり

巴城會員一同も此の厚意に感激し今後一層研鑽修
養に努むべく申合せ居れるに依り御禮を兼ね御披
露申上ぐ
○萩郵便局より郵便の葉三部の寄贈を受く
○本町河添の林茂香氏より町理事者の爲参考とな
るへき數種の講義錄を寄贈せらる

◎昭和三年五月中の萩

町日誌

三日 本日より向ふ九日間公會堂に於て籐表製造
講習會開催出席者八十三名あり
四日 本日より二日間に亘り菊池本縣視學官町内
各中等學校及明倫小學校視察
五日 午前八時より萩商業學校開校記念式舉行。
六日 本日より向ふ三日間萩別院會館に於て萩佛
教團主催萩町後援の許に兒童愛護デー開催
九日 午後八時より公會堂に於て帝國軍人後援會
萩町婦人團の主催にて成瀬貞子女史を聘し

講演會開催
十日 菊池本縣地方事務官萩町の事務視察の爲來
萩一泊せり

十一日 本日より二日間嘉年村に於て町村長集會
開催町長代理として金子主事參會せり
行啓記念行事の件に付青年團處女會の役員
協議會を町衙樓上に開催

十二日 午後三時より吏員一同樓上に於て事務研
究會開催

十四日 午前九時より當町臨時出席議員二十二名同
七時閉會

十五日 午後一時より町衙樓上に於て行啓記念日
の行事に關し町内神職の協議會開催
十七日 十八日の二日間に亘り毎日午後八時より
公會堂に於て山口縣免囚保護事業協會並に
萩佛教團の主催にて免囚保護事業宣傳の爲
吉田奈良丸の浪花節演藝會開催
二十二日 石橋山口聯隊區司令官徵兵檢查の爲來
萩

二十三日 午後一時より町會開會

久原新遞相に對し町會の議決を以て祝電を
發送す

二十四日 東京帝國大學史料編纂部の委囑により
金石文調査の爲弘津史文氏來萩

二十五日 縣社松陰神社例祭に付藤本書記代理參
拜

午前十時より公會堂に於て區長集會開催出
席者九十四名欠席者三名あり

二十七日 今曉軍艦大和入港同日午後牧第五師團
長徵兵事務視察の爲來萩本日より四日間に
亘り元郡衙に於て萩町徵兵検査執行

二十八日 午後二時より公會堂に於て久原遞相就
任祝賀會開催集會者一千百餘名あり

三十日 第二回行啓記念日に付午后〇時三十分を
期し町吏員一同樓上に集合東方遙拜後町長
より訓話あり

三十日三十一日の二日間毎夜八時より公會
堂に於て行啓記念講演會并に門鐵寫真班の
記念活動寫真會開催盛會なり

◎納稅のおすゝめ

本月の稅金は縣稅家屋稅及同町税附加稅の
二種であります昨年度は右稅金を八月と十
一月の二期に分ち徵收してゐましたが過る
三月山口縣稅の納期限なるものが改正せら
れ本年度よりは本月に於て一ヶ年分の全額
を一時に徵收することとなりましたから御
迷惑乍ら期日中にお納めを願ひます其の納
期はれども月末となつてゐますが皆様の便
宜を計る爲左の通出張徵收を致します

六月二十八日 木間小學校

椿東記念館
鶴江公會堂
小畠浦
王江浦

六月二十九日

椿信用組合
越ヶ濱中善寺
積善信用組合雁島支店

萩町稅務課

◎敢て町產業技術員の 御利用を望む

萩町の產業を増進する爲町の専屬技術員として普通農事
一人果樹園藝一人林業一人水產業一人の外に囑託技術員
として養蠶業一人を置いております是等の人達は全く机
上の仕事を爲す者では無く町内當事者各位の奉仕せらる
夫々の事業に就き實地の指導を爲すことを以て本體こ
して居るものであり皆様が之を御利用下さればこそ萩町
の生産業を進歩發達せしめ得るのでありますから今後は
御遠慮なく關係の區長さんを經て其の旨をお申出下さい
勿論町當局としては出來得る限り御希望に副はしむる様
致します敢て御利用を望む

◎室内消毒のおすゝめ

本町に於ては法定傳染病患者以外の傳染性及遺傳性の
患者の家に對し當分の間實費を以て消毒をしてあげる
ことをして居ります何時にも御申込み下さい

萩町庶務課

三十一日 午前拾時より明倫小學校内に於て萩町
聯合青年團及處女會の行啓記念總會開催

公 告

萩町で奉仕してゐる事務の一班を廣く皆さんにお傳へ致しそしてより良く萩町を理解して戴き町全般の福利増進に資せむか爲め毎月一回此の月報を發行することゝしたのであります今後は毎月區長役場の方から皆さんのお宅へ回覧に供せらるゝ筈ではありますが一ヶ年分前金壹圓貳拾錢をお納めになれば別に毎月一部宛をお送りすることとして居りますから皆さんの爲にも又萩町の爲にも進むで御購讀下さる様切にお願ひ致します尙ほ第四號よりは紙面の都合により萩町の爲になる名士の講演筆記をも引續き掲載することゝして居ますから御精讀下さる様豫め申上げて置きます

昭和三年六月

萩町庶務課

昭和三年六月十三日印刷
昭和三年六月十五日發行

編輯兼發行者 萩町長 林 勇 輔

山口縣阿武郡萩町大字西田町五十五番地

印 刷 者 荒瀬徳治

山口縣阿武郡萩町大字西田町五十五番地

印 刷 所 信清舎印刷所